

山根、石原田、三角、杭下、東屋敷、井戸尻、逸見、水押、宮下、塩川字稲羽、荅丁田、川原田、上川原、繭掛、小金久保の各一部
 3・5・22号 長瀬飯沼線
 上田市長瀬字藁田、宮下、水口、中屋敷の各一部
 3・5・23号 芦田大屋停車場線
 上田市塩川字西村、上川原、川原田、東村、前田、東村、前田、井戸下、北原、西原の各一部
 3・6・25号 大手町下郷線
 上田市大手一丁目、大手二丁目、中央二丁目、常田二丁目、常田三丁目、材木町一丁目、常田三丁目、材木町二丁目、古里字向田、英、堂前、富士見台、篠井原、竹代、久保、広野、河原、曾利町、殿城字上の久保、神林、長沢、神明川原の各一部
 3・6・26号 中常田新町線
 上田市常田二丁目、常田三丁目、常入一丁目、材木町二丁目、常入一丁目、古里字膳ノ橋、常入一丁目、古里字膳ノ橋、宝来、諏訪町、社宮司、上川原、蒼久保字一丁田、中村、芳田字下長峰、南鬼沢、高蒼、新町の各一部
 3・6・28号 長瀬腰越線
 上田市長瀬字八反田、下屋敷、中屋敷、押出し、上河原、下丸子字東川、中丸子字小耽、洲崎、丹波屋敷、隅田、六反田、開戸、社口、沢田、石原田、四反田、上丸子字中の道、沢田、大塚、海戸、久保平、せうぶ沢、大塚、せうぶ沢、砂田、三反田、恵畑、横沢、腰越字下川原、花ヶ石の各一部
 3・6・29号 鹿教湯丸子線
 上田市上丸子字海戸、川原の各一部
 3・6・31号 別所丸子線
 上田市中丸子字社口、石原田、赤淵、胡桃坂、上河原、中河原、神明川原、河原の各一部
 3・6・33号 大屋長瀬線
 上田市塩川字小金久保、繭掛、西村、上川原、長瀬字宮下、下河原、河原、さいかち、阿ら堰、下屋敷、町尻、中屋敷の各一部

3 縦覧場所
 長野県建設部都市計画課、長野県上田建設事務所、上田市役所

都市計画課

長野県告示第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
上田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
上田都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び上田市役所

都市計画課

長野県告示第166号

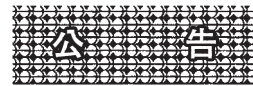
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
東御都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
東御都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び東御市役所

都市計画課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県広報誌配布業務
 - (2) 役務の特質
長野県広報誌の県内全世帯への配布（年2回）（詳細は、入札説明書及び仕様書によります。）
 - (3) 履行期間
契約締結の日から平成27年3月31日まで
 - (4) 入札方法
広報誌1部当たりの配布金額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去に同種類かつ同規模の事業を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 別に定める配布計画書作成要領に基づいて作成された配布計画書を提出し、その内容が仕様書に定める条件を満たすものと認められた者であること。
- (7) 災害緊急時にも広報誌の配布を優先した体制を確保することができる者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部広報県民課（平成26年4月1日以降は、長野県企画振興部広報県民課）
電話 026（235）7054
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成26年5月13日（火）午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎303号会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 受領期限 平成26年5月12日（月）午後5時
イ 提出場所 県庁専用番号 380-8570
長野県総務部広報県民課（平成26年4月1日以降は、長野県企画振興部広報県民課）
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年4月24日（木）午後5時まで以上に上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を別に定める期限までに納付してください。ただし、規則126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。
- 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the services required :
Distribution of the Nagano Prefectural PR Brochure
- (2) Time-limit for tender : 10:00 a.m., on May 13, 2014
(By mail, tenders must be submitted by 17:00 p.m., on May 12, 2014)
- (3) Contact point for the notice : Public Relations and Opinions Division, Nagano Prefectural Government, 692-2, aza habasita, oaza Minaminagano, Nagano-shi, Nagano-ken, Japan 380-8570 TEL026-235-7054
- (4) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract

広報県民課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
はなおかモール
上田市中央3-8-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社はなおか
上田市中央3-8-1
- 3 廃止前の店舗面積の合計
1,114平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計
380平方メートル
- 5 廃止した日
平成3年2月

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーヨーデイツー伊那店A館
伊那市伊那5093-36ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
伊那バス株式会社
伊那市西町5208
- 3 廃止前の店舗面積の合計
2,404平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル

- 5 廃止した日
平成17年7月31日

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
伊那バスショッピングセンター駒ヶ根
駒ヶ根市赤穂8663-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
伊那バス株式会社
伊那市西町5208
- 3 廃止前の店舗面積の合計
3,330平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 廃止した日
平成18年1月31日

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ上田東店
上田市常田3-418
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
- 3 廃止前の店舗面積の合計
1,200平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 廃止した日
平成22年5月24日

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
紳士服のコナカ長野伊那店
伊那市西春近小出2332-2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社コナカ
神奈川県横浜市戸塚区品濃町517-2
- 3 廃止前の店舗面積の合計
1,371平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 廃止した日
平成22年7月31日

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告し、意見を縦覧に供します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
南松本複合店舗
松本市大字芳川平田字平田660-2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社ケイ・ティ経営研究所
長野市大字小柴見283
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日
平成25年11月5日
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により松本市から聴取した意見
 - (1) 意見を述べる事項
駐車需要の充足等交通に係る事項
 - (2) 意見の内容及び理由
県道平田新橋線に面した新規出入口（出入口No.1）について、以下の理由より松本建設事務所と調整の上、計画を見直してください。
ア 松本警察署より、当該出入口を設置しないよう指導があったこと。
イ 住民説明会において、当該出入口を設置しないよう要望があったこと。
ウ 駐車場法第11条及び同法施行令第7条に規定する自動車の出口及び入口に関する技術基準に照らし、当該出入口を設ける前面道路として県道平田新橋線は自動車交通に支障を及ぼす恐れが大きいため、不適と判断されること。
- 5 意見書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課及び長野県松本地方事務所商工観光課

6 縦覧の期間

平成26年3月24日から平成26年4月24日まで

経営支援課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 入札の対象とする保険契約

県管理の国道及び県道並びに県の代行事業区間における道路上の事故の損害賠償に対応するための道路損害賠償責任保険契約

(2) 保険の内容

ア 種類	道路損害賠償責任保険	
イ 保険対象道路	県管理の国道及び県道（平成25年4月1日現在 5,157.0km） 県の代行事業区間（平成26年1月1日現在 8.6km）	
ウ 対人賠償限度額	1名につき	1億円
	1事故につき	5億円
エ 対物賠償限度額	1事故につき	4,000万円
オ 免責金額		0円

(3) 保険期間

平成26年4月24日午後4時から平成27年4月24日午後4時まで

(4) 入札方法

保険料の総額について行います。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とします。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に国又は地方公共団体との道路損害賠償責任保険の契約実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ

先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部道路管理課

電話 026 (235) 7301

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年4月10日（木） 午後1時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年4月2日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第5項の規定により、上田都市計画区域及び丸子都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のように変更します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画区域の名称

上田都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

平成25年1月1日現在における長野県上田市踏入1丁目、踏入2丁目、常田1丁目、常田2丁目、常田3丁目、材木町1丁目、材木町

2丁目、常入1丁目、国分1丁目、天神1丁目、天神2丁目、天神3丁目、天神4丁目、大手1丁目、大手2丁目、中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、中央4丁目、中央5丁目、中央6丁目、中央東、中央北1丁目、中央北2丁目、中央北3丁目、中央西1丁目、中央西2丁目、二の丸、常磐城1丁目、常磐城2丁目、常磐城3丁目、常磐城4丁目、常磐城5丁目、常磐城6丁目、緑が丘1丁目、緑が丘2丁目、緑が丘3丁目、常入、上田、常磐城、小牧、諏訪形、御所、中之条、秋和、上塩尻、下塩尻、上田原、下之条、神畑、築地、大屋、岩下、蒼久保、国分、福田、吉田、小泉、上野、古里、住吉、芳田、林之郷、殿城、漆戸、富士山、古安曾、下之郷、本郷、五加、中野、小島、保野、舞田、八木沢、十人、新町、前山、手塚、山田、野倉、別所温泉、仁古田、岡、浦野、越戸、下室賀及び上室賀の区域の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

西内 字上弓場、字石原、字弓場、字さいかち木、字久瀬添、字柿ノ木、字せき下、字本屋敷、字大東、字川原、字原前、字雀原、字中ノ久保、字町屋敷、字日影、字矢倉畑、字明神脇、字土合、字八久保及び字一本木の区域の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

字清水のうち71・72・73-1・73-2・74・75-1・75-2・76-1・83-1・84-1・84-2・85~89・90-1・90-2・91~94・95-1・95-2・96-1・96-2・97-1~97-3・98-1・98-2・99-1~99-3・100-1・100-2・101-1・101-2・102-1・102-2・103-1・103-2・104-1・104-2・210-ハ~210-ト、字洞口のうち1052-イ・1052-ロ・1053・1054・1055-イ・1055-ロ・1056-1・1056-2・1056-ロ・1057-イ・1057-ロ・1058-1・1058-2・1059・1060・1061-1・1061-2・1062-1・1062-ロ・1063・1064-1~1064-4・1065・1066-1~1066-3・1066-5・1068-1・1068-2・1069~1071・1072-1~1072-4・1073-1~1073-4・1074・1075-1・1075-2・1075-イ・1075-ロ・1076~1078・1079-イ・1079-ロ・1080・1081-1・1081-ハ・1081-ロ・1082・1083・1084-1・1084-2・1085-イ・1085-ロ・1086・1087-1~1087-3・1088・1089-1~1089-4・1090-イ-2・1091-1・1091-2・1092-1~1092-5・1093-1~1093-3・1094・1095-1・1096-イ~1096-ニ・1097~1102・1104-イ・1104-ロ・1105-イ-1・1105-イ-2・1105-ロ・1106・1107-1・1107-2・1108-1・1108-2・1108-ロ・1109・1110・1112・1113・1122・1123・1124-イ、字落合のうち1151-1~1151-4・1152・1153-1~1153-4・1154~1158・1160-1・1160-4・1163-ロ・1165-1~1165-4・1166-2・1167-3・1168・1170・1171-2・1172-2・1172-ロ・1173~1176・1177-ロ・1202・1203-イ・1203-ロ・1204-イ・1204-ロ・1205~1207・1208-1~1208-7・1209-1~1209-6・1210・1211-1~1211-5・1212-1~1212-5・1213-1~1213-7・1214-1~1214-4・1215-1・1215-2・1216-1~1216-8・1216-イ-2・1216-ハ-2・1217・1218-1~1218-3・1219-1~1219-3・1219-ハ~1219-ホ・1219-ヘ-1・1219-ヘ-2・1220・1221-1・1221-2・1222-1・1222-ロ・1223-1・1223-2・1223-ロ・1224-1・1224-2・1224-ロ-1・1224-ロ-2・1224-ハ・1225・1226・1226-1・1227・1228-1~1228-4・1228-6・1229-1~1229-3・1230-イ・1231-イ~1231-ハ・1232・1232-1・1233・1234・

1234-1・1235・1235-1・1236-イ・1236-ロ・1237-1~1237-5・1238-1~1238-3・1239-1の区域の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

鹿教湯温泉 字原かいと、字道仙かいと、字寺沢、字湯端、字御殿、字宮脇、字松ノ木、字久保、字中田、字十二、字下原、字鳥屋道、字上原、字モチホリ場及び字裏山の区域の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

字洪田見のうち 1596-1・1596-イ・1596-ロ・1597-イ・1597-ロ・1598・1598-1・1599・1600-1・1600-イ-2・1600-ロ・1600-ハ・1601-イ・1601-1・1601-ロ・1602・1602-1・1603・1604-1・1604-ロ・1605・1606・1606-1・1607-イ・1607-ロ・1608-イ・1608-ロ・1609-イ・1609-ロ・1610・1611・1612-1・1612-2・1612-ロ・1612-ハ・1613-1・1613-2・1613-ハ・1614-イ・1614-ロ・1615-イ・1615-ロ・1616-イ・1616-ロ・1617-1・1617-2・1617-イ・1618-1・1618-ロ・1619-イ・1619-ロ・1620・1621-3~1621-6・1621-8・1621-10・1621-11・1621-13~1621-36・1621-44~1621-47・1621-49~1621-57・1621-59~1621-64・1621-66・1621-68~1621-82・1621-イ・1621-ロ-4・1621-ヘ・1622-1・1622-2・1622-4~1622-8・1622-10~1622-13・1622-20・1622-22~1622-25・1622-イ-2・1622-イ-6・1622-イ-27・1623-イ・1624-1・1624-2・1625~1627・1628-イ-1・1628-イ-2・1628-ロ・1628-ハ・1629~1631・1632-1・1632-2・1632-4~1632-10・1633-イ・1633-ロ、字熊倉のうち1766-1~1766-5・1766-8~1766-21、字ピアゲのうち1770-1・1770-2・1770-4・1770-5・1770-7~1770-18・1770-20~1770-31・1770-33・1770-34・1770-36~1770-40・1770-42~1770-64・1770-67~1770-80・1770-82・1770-83・1770-85・1770-87~1770-107・1770-108~1770-137・1770-139・1770-144~1770-150・1770-152・1770-154~1770-159・1770-161~1770-165・1770-168~1770-179・1770-イ-6・1770-イ-7・1770-イ-18・1770-イ-22・1770-イ-26、字南角のうち1772-1~1772-18・1772-20~1772-22・1772-25~1772-30・1772-32~1772-39・1772-41~1772-45・1772-47~1772-63・1772-65~1772-70・1772-73・1772-74・1772-76・1772-78~1772-82・1772-84~1772-89・1772-91~1772-96・1772-98~1772-103・1772-105~1772-217・1772-219・1772-ル、字山ノ神のうち1634-1~1634-12・1635・1636-4~1636-6・1636-ロ・1636-ハ・1636-チ・1637-イ・1637-ロ・1638・1639・1640-1~1640-3・1641-1・1641-2・1641-ハ・1641-ニ・1642・1643-イ・1643-ニ・1643-ホ・1643-ロ-1・1643-ロ-2・1644-イ・1644-ロ・1645-イ・1645-ロ・1646-1・1646-イ~1646-ニ・1647の区域の全部

及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地
 平井 字反り、字反下、字山根、字御屋敷、字宮入、字宮脇、字宮下、字戸羽、字唐沢、字日向、字神明前、字西ノ沢、字東、字田向、字茂沢口、字前川原、字駒形、字観音脇、字宮前、字開戸、字神明脇、字中村、字井戸下、字塾原、字上ノ段、字上ノ平、字立、字大開戸、字穴沢、字上弓場、字下弓場、字林久保、字日影、字城下、字中山、字中川原、字山崎、字湯原、字菖蒲沢、字日影平及び字石原の区域の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地
 字日南田のうち1693-1~1693-4・1694-1~1694-5・1695-1・1695-2・1695-ロ・1696-1~1696-6・1697-1~1697-4・1698-1~1698-3・1699・1700-1~1700-6・1701-1~1701-4・1702・1703-1・1703-2・1703-イ・1704・1704-1・1705-1~1705-3・1706-1~1706-9・1707-1~1707-5・1708-1~1708-7・1709・1709-1・1710-1・1710-イ~1710-ハ・1711~1717・1718-イ・1718-ロ・1719-2・1719-イ・1719-ロ、字北倉沢のうち2052-1~2052-6・2053-1~2053-5・2054-1~2054-11・2054-ハ・2055-1~2055-8・2055-10・2055-ハ・2056-イ・2056-ロ-3・2057-1~2057-7・2057-ハ・2058-イ・2058-ロ・2060・2061-イ-1・2061-イ-2・2061-ロ・2062-1~2062-3・2063・2067-1・2067-2、字原のうち2240-2~2240-6・2240-ホ・2240-ト・2241・2242-1・2242-2・2243~2245・2246-1・2247-1・2249-3・2249-5・2249-6・2249-ワ・2249-ヨ・2250-1・2250-ロ・2251-1・2252・2253・2255-イ-1・2256-1・2256-イ-1・2256-イ-2・2256-ロ・2257-イ~2257-ホ・2257-1・2257-2・2258-イ-4・2259-6・2259-8~2259-13・2260-イ・2260-ロ・2261・2262-1~2262-3・2263-イ-1・2263-イ-2・2263-ロ-1・2263-ロ-2・2264-1・2264-2・2264-イ・2264-ロ-1・2265-1~2265-5・2265-7~2265-16・2265-イ-1・2265-イ-2・2265-ロ・2265-ハ-1・2265-ハ-2・2265-ニ・2265-ホ・2265-チ~2265-ヌ・2265-ヲ・2265-カ~2265-レ・2265-ネ-2・2265-ラ・2265-ク・2266-1~2266-5・2266-ニ-1・2266-ニ-2・2267-1・2267-2・2267-ロ-1・2267-ロ-2・2267-ニ・2268・2268-イ・2268-ハ・2269-1・2269-ロ~2269-ニ・2270・2271・2272-1・2272-2・2273-1~2273-4・2273-ハ・2274-1・2274-2・2275・2276・2277-1~2277-3・2278-1・2278-2・2279・2281-1~2281-3・2282-1・2283-1・2285~2287・2290-1~2290-3・2291-1・2292-1・2293-1~2293-4・2294-1~2294-3・2295-1・2296-1・2298-1・2299-1・2300-1・2301・2302-1・2302-2・2303-1・2303-2・2304-1・2306-1・2306-イ・2306-ロ-2・2306-ホ・2307-1・2307-イ・2313-1・2313-イ・2314-1・2314-3・2314-5・2315-1・2316・2317・2318-ロ・2320・2321-イ・2321-ロ・2322、字八郎沢のうち2369・2370・2371-1・2371-ロ~2371-ニ・2372・2373-イ・2373-ロ・2374・2375・2376・2377-1~2377-3・2378-1・2378-2・2379・2380・2381-1・2381-2・2382-1・2382-2・2383-1・2383-2・2384-1~2384-3・2384-イ~2384-ハ・2385-1・2385-2・2386・2387-1・2387-2・2387-ロ・2388-

イ・2388-ロ・2389-1・2389-イ~2389-ハ・2389-ニ-1・2389-ニ-2・2390-1・2390-2・2391~2393・2394-1~2394-3・2395・2396・2397-1~2397-3・2397-イ-1・2397-イ-2・2398-1~2398-4・2398-イ・2398-ロ・2398-ニ・2398-ホ・2400-イ~2400-ニ・2401-1~2401-3・2402-1・2402-2・2403-1・2403-2・2404-1~2404-3・2404-ロ・2404-ロ-1・2405・2406・2407-イ・2407-ロ・2408-イ・2408-ロ・2409-1~2409-3・2410・2411・2412-1・2412-イ・2413-1~2413-3・2414-1・2414-イ・2415-1・2415-2・2416-イ-1・2416-イ-2・2416-ロ~2416-チ・2417-イ~2417-ハ・2418~2420・2421-1~2421-4・2421-ロ-2・2421-ハ・2422-1~2422-3・2423・2424-1~2424-3・2425-1・2425-イ・2426・2426-1~2426-4・2426-ハ・2427・2428-1・2428-2・2429・2430-1~2430-4・2431-1~2431-5・2432-1・2432-2・2433-1~2433-4・2434-1・2434-2・2435-1~2435-30・2435-ロ・2436-1・2436-2・2436-4~2436-29・2436-イ-1・2436-ロ-1・2436-ロ-4、字山ノ神のうち2438・2438-1~2438-4・2438-ロ・2438-ハ-1・2439・2440-1・2440-2・2441-1~2441-6・2441-ロ・2442-1~2442-4・2442-ロ-1・2443・2444-イ・2444-ロ・2445-ロ・2445-ハ・2446・2447-イ・2447-ハ・2448・2449-イ・2449-ロ・2450・2451・2452-1・2452-2・2453・2454・2455-1・2455-2・2456-1・2456-2・2457-1~2457-3・2458-1~2458-3・2458-ロ・2459-1~2459-3・2459-ロ-1・2459-ロ-2・2460-イ~2460-ハ・2462-イ・2463-イ・2463-ロ・2464-1・2464-2・2464-ロ・2464-ハ・2465-1~2465-3・2466・2467-1~2467-3・2468-イ・2468-ロ・2469~2471・2472-1・2472-ロ・2473-1・2473-2・2473-ロ・2474-イ・2474-ロ・2475-1・2475-2・2475-ロ・2476-1・2476-2・2477-1~2477-3・2478-1~2478-4・2479-1~2479-19・2479-21~2479-24・2479-26・2479-ロ~2479-ニ・2479-チ~2479-ヌ・2479-ツ-1・2479-ツ-2・2488-1・2488-イ~2488-ニ・2489・2489-1・2490・2491-イ~2491-ニ・2492-イ~2492-ニ・2493・2494-1~2494-3・2494-ロ・2494-ハ・2495-1~2495-4・2496-1・2496-2・2497-1~2497-5・2497-ロ・2497-ハ-1・2498-1・2498-2・2499-1・2499-2・2499-ロ・2500-1・2500-3~2500-5・2500-ロ・2501、字唐沢口のうち2504-3・2505-1・2505-イ・2506-1・2506-イ・2507-1~2507-5・2508-1~2508-5・2509・2510-1・2510-2・2510-4・2510-6・2510-7・2511-1・2511-2・2512・2513-1・2513-2・2514・2515-1・2516-1・2516-2・2517-1~2517-3・2518-イ-1・2518-イ-2・2518-ロ-1・2518-ロ-2・2521・2525-1・2525-2・2527-4・2528・2530-1・2530-2・2531-1・2532・2533・2534-1・2538-1・2538-2・2539・2540-1~2540-3・2540-7・2540-8・2540-10・2540-11・2540-15~2540-20・2540-ハ-1・2540-ハ-2・2541-1~2541-10・2541-イ-2・2541-ロ・2542・2542-1・2543-1~2543-7・2543-9・2543-10・2545-1・2545-2・2546-1・2546-イ・2547-1~2547-4・2547-イ-2・2547-ハ・2547-ニ、字後平のう

ち1181-1・1186・1187-イ・1187-ロ・1189-1・1190-1・1193-1・1194~1196・1198-イ・1198-ロ・1199~1203・1204-1~1204-3・1205・1206-イ~1206-ハ・1207-イ~1207-ニ・1208-1・1208-2・1209~1217・1218-1・1219-1・1220-1・1220-2・1221・1222・1223-1・1223-2・1224~1227・1229~1234・1235-1・1235-2・1236-1・1236-2・1237の区域の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

東内 字白鬚、字池ノ平、字穴ノ坊、字押出し、字関下、字下木戸、字岩清水、字下町、字下川原、字湯川原、字下日影、字道金坂、字町浦、字中町、字日向山、字道石、字殿入、字上町、字上川原、字上日影、字窪田、字今津、字道祖神、字田中山、字竹原、字田中田、字竹ノ花、字覚六、字横辻、字秋葉前、字宮下、字幅下、字日影、字山根、字小屋坂、字太年寺、字坂下、字宮脇、字押出し、字小平六、字柳平、字宮平、字腰巻、字東上野、字怪沢、字東栗山、字栗山、字西上野、字柳海道、字八幡前、字清水田、字下五丁田、字中五丁田、字兵庫平、字中日影、字上五丁田、字宮前、字宮浦、字山王平、字下久根、字上日向、字上在家、字道添、字欠下、字久保田、字道下、字関上、字中島、字東川原、字社宮司、字山ノ神、字月影田、字樋ノ口、字高呂下、字平井寺坂、字西ノ入、字西川原、字日影田、字藤ノ木、字梨ノ木、字鼠海戸、字窪海戸、字東原、字榎畑、字休石、字観音前、字清水尻、字坊守、字前畑、字上ノ平、字小仏、字柏木平、字柏木、字向幅下、字林根平、字向上川原、字前田、字杳形、字川原、字裏、字出口、字伊勢戸及び字西畑の区域の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

腰越、上丸子、中丸子、下丸子の区域の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

御獄堂 字上河原、字岩谷道、字岩崎、字曲沢、字日陰、字岩下、字上組、字欠下、字芹田、字反田、字的場、字井戸田、字諏訪田、字走落、字塚田、字三角組、字河原、字下川原、字社軍神、字小深、字芝付、字水押、字宮後、字木瓜原、字虫原、字水分、字中山組、字馬場、字寺上、字正海、字恋応、字上海戸、字湯久保、字峠日陰、字峠、字平塚、字日向山、字原日陰、字山寺、字原組、字赤坂、字北沢新開、字北沢、字原田、字新原田、字新原田新開及び字原山の区域の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

生田 字二ツ山、字一本木、字池下、字御堂窪、字城平、字山根、字赤畑、字日影赤畑、字宮地、字中尾、字稗田、字山寺、字大平、字須川、字上平、字大窪、字大山、字光明坊、字濡沢、字神田、字大沢、字下川原、字梨平、字上梨平、字上野、字日影上野、字日影孫代、字孫代、字下道通、字上道通、字堰上、字馬場、字御所窪、字与市窪、字道香、字千束、字鶴脇、字川原、字浜池、字大畑、字西峯、字明賀、字城山、字上平、字白欠、字坂下、字竹の花、字深町、字土堂、字中河原、字下河原、字外河原、字上河原、字中城、字道添、字四丁町、字池田、字中村、字町屋、字上原、字大ぼら、字山崎、字山神、字はだし平、字荒谷、字鼓井戸、字二ツ井戸、字中井、字山根、字三角、字大沢、字陳場、字猿在池及び字宿畑の区域の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

字田ノ入のうち4342-イ・4342-ロ・4343・4344・4344-1・4345~4350・4350-1・4351-1・4351-3・4352-1~4352-

7・4353~4355・4356-イ・4356-ロ・4357~4360・4361-1・4361-イ・4361-ハ・4362・4363-1・4363-2・4364-1~4364-4・4365・4366-1~4366-3・4367・4368-イ・4368-ロ・4369-1・4369-2・4370-イ・4370-ロ・4371・4372・4373-イ・4373-ロ・4374~4381・4382-イ・4383~4386・4387-イ・4387-ロ・4388-1・4388-2・4389~4391・4391-1・4392・4393-1・4393-2・4394~4404・4414-イ・4414-ロ・4417・4418-イ・4418-ロ・4419-イ・4419-ロ・4420~4426・4427-2・4428・4429-1・4429-2・4430~4432・4433-1~4433-3・4434~4438・4438-2・4439~4446・4447-1~4447-4、字宮ノ入のうち4448~4452・4452-1・4453・4454・4455-1~4455-5・4456~4463・4464-イ・4464-ロ・4465~4468・4469-1・4469-2・4470~4475・4476-1・4476-2・4477~4479・4480-イ~4480-ハ・4481-1・4481-2・4482-1・4482-2・4483-イ・4483-ロ・4484~4494・4495-イ・4495-ロ・4496・4497-1・4497-2・4498・4499-1・4499-2・4500~4506・4507-1・4522-1・4522-5・4523-1・4523-2・4524~4536、字そり畑のうち4537~4541・4542-1・4542-2・4543~4545・4547-3・4548・4549-1・4549-2・4550-2・4550-4・4551-1~4551-3・4552-1・4554・4555-1~4555-3・4558~4560・4561-1・4561-2・4562・4563-1・4564-1・4564-2・4567-1・4567-2・4568-1~4568-5・4569-1・4570-2~4570-6・4570-8・4570-11・4570-12・4571-1・4572~4574・4575-1・4575-2・4576~4578・4579-イ・4579-ロ・4580~4582・4583-1・4583-2・4584・4585・4585-1・4587-イ・4587-ロ・4588-イ・4588-ロ・4589-1~4589-3・4589-イ-2・4590-1・4590-2・4591-1・4591-2・4592-1・4592-2・4593-1~4593-4・4594・4595・4596-1~4596-4・4596-イ-2・4596-ロ・4597-1・4597-2・4598・4599・4600-1・4600-2・4601~4606・4607-1・4607-2・4608~4619・4622-1~4622-3・4622-ロ・4623・4624-イ・4624-ロ・4625~4637・4638-1・4638-2・4638-イ・4638-ハ・4639・4639-1・4640-イ・4640-ロ・4641~4644・4686-1・4686-2、字的場のうち4691~4695・4697-イ・4697-ハ・4698-イ~4698-ハ・4699・4700-1・4700-2・4700-イ・4700-ロ・4701~4703・4704-イ・4704-ロ・4705~4708・4709-2~4709-4・4709-イ・4709-ハ・4710~4714・4715-1・4715-2・4716-1・4716-2の区域の全部並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

長瀬、塩川、藤原田、本海野の区域の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

都市計画課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事から、平成25年3月14日付けで包括外部監査人鶴川正樹氏から提出のあった平成24年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成26年3月24日

長野県監査委員 吉澤直亮
同 田口敏子
同 上野紘志
同 向山公人

- 1 監査の対象となった事件名
業務委託を中心とする公共調達について
- 2 措置の内容等

事項 (報告書の記載ページ)	監査の結果等(要旨)	措置等の内容(担当機関)
I 総論		
1. 調達全般に関する制度の構築		
体系的・時系列のデータの整備の必要性 【意見】 (P54)	各部局が調達している財・サービスに関するデータが整備されていないため、調達の実態把握が困難な状況である。体系的・時系列にデータを整備する必要がある。	体系的・時系列のデータの集計、調達に関する現状分析等、定量的な目標設定、効果測定手法の開発等については重要な課題と考えますが、現在のところ、業務委託に関するデータ管理がされていないため、①どのような方法で現状分析を行うか、②定量的な目標設定が可能か、③効果測定に用いる指標をどのようなものにするか、④事務負担が過大とならないよう配慮する必要がある等の点について、平成26年4月に設置が予定されている契約制度全般を所管する組織（以下「契約所管組織」という。）において、検討してまいります。 (会計課)
調達に関する統一的政策と調達全般を所管する組織等の必要性 【意見】 (P54)	調達全般に関する制度の企画立案、制度の実施（ガイドラインの策定）、評価・検証、人材育成、情報交換などを担う組織がないため、県庁全体の戦略がない状況である。調達に関する目的・目標を設定して、行財政改革を推進する必要がある。 組織としては、①調達全般を所管する組織を設置する方法、②各部局横断で調達調整会議を設置し、各部局に調達管理者を設置する方法などが考えられる。 調達全般を管轄する組織としては、公共工事等で制度設計と運用管理を行い、全庁的に統一的な入札制度の導入・管理、システムの運営等を行っている建設部技術管理室のような組織を、公共工事等以外にも設置を検討する必要がある。	平成26年4月の組織改正において、これまで予算執行者ごとに運用されてきた契約制度を統一的に運用し、各種契約業務の適切かつ合理的な実施を推進するため、会計局に契約・検査課を設置し、契約制度を所管する体制を整備します。 なお、公共工事における入札制度の制度設計や運用管理は、当該業務の内容等を考慮し、引き続き建設部技術管理室が担うこととします。 (行政改革課)
調達改革に係る目標の設定【意見】 (P54)	目標設定としては、定量的な目標設定を検討することが必要である。随意契約から一般競争入札への取組というような指標に加えて、削減額等の指標の導入も必要である。そのためには、調達の現状分析、構造的な特徴、改善効果の高い分野の把握等を検討する必要がある。	体系的・時系列のデータの集計、調達に関する現状分析等、定量的な目標設定、効果測定手法の開発等については重要な課題と考えますが、現在のところ、業務委託に関するデータ管理がされていないため、①どのような方法で現状分析を行うか、②定量的な目標設定が可能か、③効果測定に用いる指標をどのようなものにするか、④事務負担が過大とならないよう配慮する必要がある等の点について、契約所管組織において、検討してまいります。 (会計課)
効果測定手法の開発【意見】 (P54)	マネジメントサイクルの中で、調達改善の実効性をあげるには、調達改革の効果や目標の達成状況を定量的に把握し、検証することが必要である。効果測定に用いる指標については、削減額や削減率だけでなく、調達改善に要するコストや、サービスの質を考慮したものであることが必要である。なお、事務負担が過大にならないように留意することも必要である。	体系的・時系列のデータの集計、調達に関する現状分析等、定量的な目標設定、効果測定手法の開発等については重要な課題と考えますが、現在のところ、業務委託に関するデータ管理がされていないため、①どのような方法で現状分析を行うか、②定量的な目標設定が可能か、③効果測定に用いる指標をどのようなものにするか、④事務負担が過大とならないよう配慮する必要がある等の点について、契約所管組織において、検討してまいります。 (会計課)

<p>各部署の保有する情報、取組、ノウハウ等の共有化・標準化【意見】 (P55)</p>	<p>調達改善の重点分野の選定、1者応札の見直し、共同調達、情報システム調達での改善など、各部署の持つ情報、取組、ノウハウ等を共有化・標準化して、具体的な対応を検討することが必要である。</p>	<p>平成25年度に一部の施設管理業務委託において、一括契約の試行を実施しました。 契約所管組織において、一括契約の試行状況を検証し、26年度以降の拡大について検討してまいります。 また、現在、契約に関する部局横断的なワーキンググループを設置し、各部署の情報等を共有しており、今後も情報等の共有に努めてまいります。 (会計課)</p>
<p>調査票の集計結果の検討(まとめ)【意見】 (P55)</p>	<p>ア. 契約方法 本庁では、調査票に回答があった業務委託において、契約方法では、一般競争入札が、162件(全体の18.0%)、2,224,478千円(全体の28.6%)である。これに対して、随意契約(公募型見積合わせ、プロポーザル方式を除く)は、634件(70.5%)、3,709,203千円(47.7%)である。プロポーザル方式は、103件(11.5%)、1,847,192千円(23.7%)である。全体的に、随意契約の件数と金額の割合が高いといえる。 現地機関では、随意契約(公募型見積合わせ、プロポーザル方式を除く)が、1,040件(68.0%)、5,794,668千円(72.9%)である。本庁と比較すると、随意契約の金額の割合が一段と高いといえる。 県として、全庁的な視点から、委託業務の契約方法等の実態把握を行うことが必要である。その上で、随意契約の見直し等の目標を掲げて、取り組んでいくような仕組みを検討することが必要である。</p>	<p>随意契約は、地方自治法において一定金額の範囲内での実施を認められており、県の財務規則等において取扱いを定めて実施しています。 平成24年から物品調達において全庁的に公募型見積合わせを導入するなど、随意契約の見直しを行っているところです。 (会計課)</p>
	<p>イ. 業務区分 本庁における委託料を業務区分別に集計した結果、金額的には、①施設の指定管理等、②システム開発、保守等、③その他が多い。現地機関では、金額的には、①施設の指定管理等、②施設管理、③一般業務が多い。 県としては、委託業務の業務区分のような事業の特性を把握して、それぞれの特性に応じた委託業務の改善案を検討することが必要である。例えば、施設管理であれば、財産活用課が仕様書と積算の統一化を進めているし、また、情報システム推進室ではシステム開発の最適化を図っている。今後は、委託業務の全体を総括する組織を設置することで、業務の特性に応じた調達の改善を図ることが望まれる。</p>	<p>業務の特性に応じた調達の改善については、各業務委託に精通する部局との連携が必要であり、契約所管組織において、関係部局から業務の特性を把握した上で、業務に応じた調達の改善を検討してまいります。 (会計課)</p>
	<p>ウ. 落札率と参加業者数の状況 一般競争入札では、参加業者数が多いほど落札率が低くなる傾向にある。ただし、参加業者数が多くても必ずしも落札率が低くない場合がある。常に予定価格の検証が必要である。 随意契約の場合は、落札率は100%に近い状況であり、参加業者数もほぼ1者である。予定価格の積算が妥当であれば適切といえるが、競争性がない場合は、競争性の醸成が必要である。</p>	<p>適切な予定価格の積算方法については、明確な積算基準がなく、予定価格の検証が困難な場合もありますが、契約所管組織において現状を検証し、検討してまいります。 随意契約については、その状況を把握し、検証した上で、競争性の醸成について検討してまいります。 (会計課)</p>
	<p>エ. 仕様書の作成と予定価格の積算方法 予定価格の積算方法について、本庁では、「その他」(件数で34.1%)、「歩掛り(基準単価)」(22.7%)が多い。「過去の実績」(14.0%)、「予算を参考」(13.7%)というのも少なくない。「参考見積(1者)」(9.2%)、「参考見積(2者以上)」(6.2%)は比較的少ない。このことは、所管部局で予定価格の積算を計算することが実務上困難であり、国等が示した基準単価や予算額に拠っていることを示していると考えられる。 したがって、委託業務について、全庁的に適切な積算を実施する部署が必要であると考えられる。</p>	<p>施設の維持管理業務委託については、財産活用課が中心となり、一部の業務について標準的な仕様書の作成と予定価格の積算方法を検討しています。 その他の業務委託については、契約所管組織において、各業務委託に精通する部局と連携し、仕様書の作成と予定価格の積算の方法を検討してまいります。 (会計課)</p>
	<p>オ. 委託理由 本庁で最も多いのが、高度・専門的な知識(件数で55.3%)が必要なこととなっている。事務の効率化・経費削減(12.6%)と民間アイデア・ノウハウ活用(5.2%)は相対的に少ない。今後は、事務の効率化や民間アイデア・ノウハウ活用の視点から委託を検討することが望まれる。 現地機関においても、同様な視点から委託業務を検討することが望まれる。</p>	<p>事務の効率化や民間ノウハウ活用の視点からの業務委託のあり方については、民間のノウハウをどのように地方公共団体において活用していくのか、実際に取り入れることが可能なのか、そのメリット、デメリット等の情報収集に努め、研究してまいります。 (会計課)</p>

<p>カ. 一者随意契約 本庁における一者随意契約の件数と金額は、680件(調査対象全体の75.6%)と4,970,761千円(全体の63.9%)であった。このうち、プロポーザル方式を除く一者随意契約の件数と金額は、576件(全体の64.1%)と2,800,983千円(全体の36.0%)であった。この比率は必ずしも低いとはいえないだろう。一者随意契約の理由としては、当該業務を唯一行う業者(件数で30.9%)、プロポーザル方式(15.3%)が多い。</p> <p>当該業務を唯一行う業者である場合とシステム開発業者の場合、競争性を醸成することが望まれる。</p> <p>現地機関における一者随意契約の件数と金額は、497件(全体の32.5%)と6,336,817千円(全体の79.7%)であった。このうち、プロポーザル方式を除く一者随意契約の件数と金額は、401件(全体の26.2%)と5,529,577千円(全体の69.5%)であった。本庁と比較すると、一者随意契約の金額の比率が高い。一者随意契約の理由としては、当該業務を唯一行う業者(件数で32.4%)が多い。</p> <p>県として、現地機関向けの統一的な指針・ガイドラインの作成を行う等の取組が必要である。当該業務を唯一行う業者である場合は、民間の競争性を醸成することが望まれる。</p>	<p>一者随意契約を締結することができる場合は、財務規則等で規定されているところである。</p> <p>一者随意契約制度が適切に運用されるよう、契約所管組織において、一者随意契約の状況を検証し、検討してまいります。</p> <p>(会計課)</p>
<p>キ. 所在地別業者の状況 本庁では、「同一市町村の業者」の契約金額の割合が39.7%あり、同一市町村以外の県内の業者の割合(37.1%)より高くなっている。「県外の業者」は5.5%にすぎない。契約方法別にみると、随意契約では、県内の業者が大半となる。プロポーザル方式では、「同一市町村の業者」が多い。同一市町村の業者や県内業者に対する配慮は十分にされているといえる。今後は地域要件の見直しによる競争性の確保についても検討することが望まれる。</p> <p>現地機関では、「同一市町村の業者」の契約金額の割合が48.6%あり、同一市町村以外の県内の業者の割合(38.5%)より高くなっている。「県外の業者」は3.1%にすぎない。契約方法別にみると、随意契約では、「同一市町村の業者」と県内の業者が大半となる。プロポーザル方式では、「同一市町村の業者」が多い。この傾向は本庁と同様であるが、「同一市町村の業者」が多い。現地機関においても、今後は、地域要件の見直しによる競争性と利便性を比較考量した検証が望まれる。</p>	<p>契約における地域要件のあり方については、幅広い競争による経済性を重視する観点と、地域を限定した競争による地域業者の育成を重視する観点の両面を検討する必要があることから、契約所管組織において、地域要件の状況を検証し、検討してまいります。</p> <p>(会計課)</p>
<p>ク. 複数年契約 本庁では、複数年契約の委託業務は、62件、2,836,725千円であった。これは調査対象である委託業務(899件、7,780,872千円)の件数で6.9%、金額で36.5%である。契約方法別にみると、一般競争入札(件数で13.6%)、プロポーザル方式(13.6%)では、本庁の契約方法別の委託業務全体の1割強となっているが、随意契約では4.1%と少ない。</p> <p>現地機関では、複数年契約の委託業務は、79件、3,797,813千円であった。これは調査対象である委託業務(1,529件、7,952,628千円)の件数で5.2%、金額で47.8%である。</p> <p>契約方法別にみると、一般競争入札(件数で7.9%)、プロポーザル方式(7.1%)で、1割未満と少ない状況もある。</p> <p>本庁、現地機関とも、今後は、複数年契約を幅広く施設管理等に適用することを検討する必要がある。</p>	<p>複数年契約(長期継続契約)による事務合理化、事業者の経営安定、競争性の確保等の観点について検証し、検討してまいります。</p> <p>(会計課)</p>
<p>ケ. 再委託 再委託を行っている事業は、本庁36件、現地機関27件と少ない状況であることがわかった。今後とも再委託が適切なものかどうか検討することが必要である。</p>	<p>再委託の状況を注視してまいります。</p> <p>(会計課)</p>

アンケート調査結果の検討(まとめ) 【意見】 (P57)	<p>ア. 外部委託可能な業務</p> <p>今回のアンケートでも回答のあった、例えば、職員宿舎の管理、県営住宅の管理、納税証明書の発行、道路パトロール、学校給食等の業務は着実に外部委託を進めていくことが望まれる。</p> <p>県としても、民間活用を進めており、今後とも、職員提案のような仕組みや、事業点検等のような外部の意見を取り入れる仕組みも活用していくことが望まれる。</p>	<p>民間委託の推進に当たっては、平成24年3月に策定した「行政・財政改革方針」に基づき、特別支援学校の給食業務などについて順次進めているところです。</p> <p>今後とも、ご意見にありました職員提案や県民協働による事業改善における意見等も検討し、実際に業務を実施している職場の状況も踏まえた上で、民間委託が適当な業務について委託を進めてまいります。</p> <p>(行政改革課)</p>
	<p>イ. 仕様書の作成</p> <p>仕様書や予定価格の積算について、基準価格があるものは少なく、予算や過年度のものを参考にしているケースが多いようである。また、現地機関では、作成の難しさを感じている機関も少なくない。仕様書の作成や予定価格の積算に当たっては、県として、全体を統括する組織と各執行機関の間で、市場価格の情報、民間の競争やイノベーション、全庁的な情報等の共有ができる仕組みを構築することが望まれる。</p>	<p>施設の維持管理業務委託については、財産活用課が中心となり、一部の業務について標準的な仕様書の作成と予定価格の積算方法を検討しています。</p> <p>その他の業務委託については、契約所管組織において、各業務委託に精通する部局と連携して状況を把握し、仕様書の作成と予定価格の積算方法について、検討してまいります。</p> <p>(会計課)</p>
	<p>ウ. 仕様書の見直しにより効率化できる業務</p> <p>仕様書の見直しは、全庁的には施設管理に係る共通業務について、維持管理業務の最適化を図るワーキンググループで実施しているが、それ以外では、事業の個性があり、各部局の主体的な見直しは少ない。仕様書の見直しは、全庁的に共通なもので統一可能なもの、市場のイノベーションや競争性を活用するものなど、全庁的な情報共有の仕組みなどを検討することが望まれる。</p>	<p>施設の維持管理業務委託については、財産活用課が中心となり、一部の業務について標準的な仕様書の作成と予定価格の積算方法を検討しています。</p> <p>その他の業務委託については、契約所管組織において、各業務委託に精通する部局と連携して状況を把握し、仕様書の作成と予定価格の積算方法について、検討してまいります。</p> <p>(会計課)</p>
	<p>エ. 業務委託の評価・検証</p> <p>委託業務の実績評価は、県の事務事業評価や一定の評価の仕組みがある場合を除き、現状では、納品・検収として行われており、業務の実績評価(事業計画、業務コスト、活動実績、成果等)を体系的に行うような仕組みになっていないと思われる。</p> <p>一定規模以上の事業については、マネジメント・サイクルを導入して、実績評価を行い、次年度以降の事業計画や実施に反映することが必要である。</p>	<p>業務委託の実績評価の方法については、どのような方法で行うことが望ましいか、メリット、デメリット等の情報収集に努め、研究してまいります。</p> <p>(会計課)</p>
	<p>オ. 民間のイノベーション(新しい技術、ノウハウ等)の活用</p> <p>民間のイノベーション(新しい技術、ノウハウ等)の視点がなじみにくい面があるのかもしれない。プロポーザル方式の実施、WEB方式やクラウド形式の活用等があげられているが、全庁的に普及させるためには、県として統一的なガイドライン等の作成が必要である。</p>	<p>民間のイノベーションの活用については、建設工事において既に取り組みされており、他の業務についてどのように活用していくのか、実際に取り入れることが可能なのか、そのメリット、デメリット等の情報収集に努め、研究してまいります。</p> <p>(会計課)</p>
	<p>カ. 業務委託の手続等における課題</p> <p>仕様書や積算方法の不慣れや事務負担に関する困惑が多いようである。契約の事務負担の軽減と効率性の向上を検討することが望まれる。</p>	<p>施設の維持管理業務委託については、財産活用課が中心となり、一部の業務について標準的な仕様書の作成と予定価格の積算方法を検討しています。</p> <p>その他の業務委託については、契約所管組織において、各業務委託に精通する部局と連携し、状況を把握し、仕様書の作成と予定価格の積算方法について、検討してまいります。</p> <p>(会計課)</p>
	<p>キ. 現地機関が行っている業務委託のうち、本庁や複数の機関が一括契約が可能な業務</p> <p>現地機関における職員宿舎管理、消防設備保守点検、電気設備保守点検、廃棄物処理の各業務は一括契約を検討することが望まれる。また、現地機関からみて一括契約が可能と思われる業務がアンケートにおいて多数あげられているため、個別に検討することが必要である。</p>	<p>平成25年度に一部の施設管理業務委託において、一括契約の試行を実施しているところです。</p> <p>契約所管組織においてその状況を検証し、26年度以降の一括契約の拡大について、検討してまいります。</p> <p>(会計課)</p>

	<p>ク、消耗品の本庁又は近隣地域での一括購入、共同購入による手続上の効率化 一括購入、共同購入のメリットとして、手続き上の効率化と、スケールメリットが得られ経費削減面での効率化があるという意見があるが、他方、現地機関では、事務作業や納品時間の長さなどデメリットもあげられている。 一括購入、共同購入とともに、事務工程の見直しを検討することが必要である。(詳細は、「第2章物品調達の見直しと課題」を参照のこと。)</p> <p>ケ、物品購入(消耗品、備品)において、手続等の課題 現地機関において、事務の複雑さや効率性の課題があげられている。一括契約の課題と合わせて検討することが望まれる。</p> <p>コ、物品購入の効率化や経費節減を図ることができる提案 物品購入というモノの調達と事務作業という間接経費(事務負担)の両面から、より効率的な方法を具体的に検討することが望まれる。</p>	<p>一括購入については、項目の「4. 調達事務コストの見直し」の中の「新しい物品調達制度の成果の検証と今後の課題」に記載した理由から、現在行われている本庁・合同庁舎単体が適正規模であり、これ以上の拡大は課題が大きいと考えます。 ただし、単独現地機関については、同一地域又は同一部局等での一括契約(共同調達)の検討を行う余地があるものと考えられますので、関係課で検討してまいります。 また、一括契約(共同調達)の検討と併せ、より効率的で効果の高い制度となるよう、課題については関係課で検討してまいります。</p> <p>(財産活用課)</p>
<p>2. 各部局における調達改善への取組</p>		
<p>予定価格の積算とサービス水準の評価 【意見】 (P60)</p>	<p>県は、施設管理(清掃・警備・電話交換等)に関して、平成24年度において予定価格における積算の統一化を図っている。これまでは清掃業務の予定価格の積算において、「作業人工×単価」と「面積×単価」というふたつの計算方法が混在していたため、全庁的に、サービス水準を前年と同様に維持しつつ、その積算を「作業人工×単価」として、統一化したものである。 また、県庁舎の清掃業務委託においては、平成22年度から、WTO案件のため最低制限価格制度がとれないため、低入札価格調査制度を導入し、調査基準価格を下回って入札した者に対しては、雇用者の賃金も含めた作業内容等の積算根拠資料の提出を求め、労働条件の悪化防止、契約内容の適正な履行がなされるよう配慮している。 さらに、平成24年度の合同庁舎の清掃・設備業務委託において、最低制限価格制度を導入し、その結果、平成24年度における委託料は全体的に上昇したものである。このことは、雇用者の労働条件の悪化防止、契約内容の適正な履行を確保する仕組みを拡大したものであり、評価することができる。 次の課題として、サービス水準の評価と設定の見直しがある。県は、平成25年度に向けて、庁舎における施設管理業務(清掃等)のサービス水準がどの程度が適切なのかを検討しているところである。 今後は、人件費の単純な削減ではなく、民間の経営ノウハウの中から作業効率の改善や管理方法の革新による業務効率の向上に引き出し、予算総額を抑制するために業務の見直しを行い、一方で雇用者の労働条件の悪化防止、契約内容の適正な履行がなされるよう総合評価落札方式などの導入についても検討することが望まれる。</p>	<p>県の施設管理(清掃・警備・電話交換等)に関して、平成24年度に積算及び仕様書の統一化を行っています。 県庁舎及び合同庁舎においては、サービス水準の評価、検証を進める中で仕様書の条件の見直しを行っています。 また、26年度の県庁舎及び合同庁舎の清掃業務について、「業務遂行能力」や「障害者の雇用促進」、「男女共同参画社会の形成」といった企業の果たす社会的責任面など価格以外について評価することで、競争性を確保しつつも、よい仕事をする事業者が報われる制度とし、総合評価落札方式を導入します。</p> <p>(財産活用課)</p>
<p>プロポーザル方式の規程の策定について 【意見】 (P60)</p>	<p>県においては、プロポーザル方式の導入が進んでおり、今回の調査(平成23年度)においても、本庁では、103件(本庁全体の11.5%)、1,847,192千円(同23.7%)、現地機関では98件(現地機関全体の6.4%)、842,840千円(同10.6%)の実績がある。 プロポーザル方式の実施方法については、所管課において、ある程度規定しているが、本来であれば県全体でのプロポーザル方式の指針となる規程(ガイドライン)の策定が必要である。 この規程では、プロポーザル方式の定義、目的のほか、1)実施スケジュール、2)参加資格、3)審査委員会の構成、4)評価方法などについて県全体で統一的に決めておく必要がある。公告期間については、十分な期間を設けるためには1か月程度、最低でも2週間が必要であると思われるので、規程を設ける際には公告期間に関する項目を規定することも必要である。 このような視点を参考にして、県として、プロポーザル方式について、統一的な指針・ガイドラインの策定を行う等の取組が望まれる。</p>	<p>プロポーザル方式については、様々な業務において導入されるため、統一的な指針等の作成については困難な面もありますが、契約所管組織において、現状を把握し、検討してまいります。</p> <p>(会計課)</p>

3. 委託業務の適切な実施

<p>随意契約の見直しと競争性の導入 【意見】 (P62)</p>	<p>随意契約の理由としては、多くが性質又は目的が入札に適さないためとしている。今後は、個別の事業の特性を見ながら、競争性を維持するために、契約方法の見直しを検討する必要があると考える。例えば、以下のようなことを検討する必要がある。</p> <p>① 1者応札の改善(中小事業環境対応強化支援事業、就労支援統合システム開発業務、緊急求職者サポートセンター運営業務)</p> <p>② プロポーザル方式の導入と全庁的な統一化(中小事業環境対応強化支援事業、緊急求職者サポートセンター運営業務)</p>	<p>一者随意契約を締結することができる場合は、財務規則等で規定されているところである。</p> <p>一者随意契約制度が適切に運用されるため、契約所管組織において一者随意契約の状況を検証し、検討してまいります。</p> <p>プロポーザル方式については、様々な業務において導入されるため、統一的な指針等の作成については困難な面もありますが、契約所管組織において、現状を把握し、検討してまいります。</p> <p>(会計課)</p>
<p>人件費割合達成のための取組の確認 【意見】 (P62)</p>	<p>ふるさと雇用再生特別基金を活用した事業では、県全体で事業費の50%以上が新規雇用の失業者の人件費であることが要件になっている。県としては、個々の委託事業では、「人件費割合2分の1以上」は努力規定としており、結果として2分の1未満となっても不履行には当たらないとしている。</p> <p>他方、一部の部局では、基金の趣旨から、委託契約書の仕様書において「人件費割合2分の1以上」を実施条件として記載している事業もある。他の部局においても、委託に関する努力規定達成のためにどのような取組を行ったか確認を行う必要がある。県としては、人件費の要件が達成できなかった事業について原因を検討する必要があると考える。</p>	<p>人件費割合については、事業計画策定時には、2分の1以上としています。雇用実績等により、最終的に2分の1を下回る可能性があるため、努力規定としています。</p> <p>しかしながら、人件費割合が最終的に2分の1を下回った場合の要因について、その理由を明記するなどし、原因を分析しています。</p> <p>(労働雇用課)</p>
<p>収支報告書の意義 【意見】 (P62)</p>	<p>一般的に、委託契約においては、業績評価上、成果あるいはアウトプットの評価とともに、活動の収支実績を求めることは必要なことと考える。もともと予算の積算上、収支情報が不要な場合は、入手の必要はないと思われるが、一定額以上の契約の場合は、予算の積算が収支情報に基づく場合があり、その場合には、収支実績を入手することが有用である。収支報告書を入手する意義としては、下記のことがあると考える。</p> <p>① 委託契約の目的となる活動実績だけでなく、収支面での執行状況も併せて把握することにより、監督及び検査の一助とする。</p> <p>② 検査にあたり、追加的な証拠や帳簿管理状況の確認を行うか否かの判断材料とする。</p> <p>③ 翌年度以降における委託契約の予定価格の積算にあたり、より実態を反映したものとするために活用する。</p>	<p>収支報告書の活用については、どのように活用していくのか、実際に活用が可能なのか、そのメリット、デメリット等の情報収集に努め、研究してまいります。</p> <p>(会計課)</p>

4. 調達事務コストの見直し(効率化)

<p>現地機関における事務の合理化 【意見】 (P63)</p>	<p><共同調達> 監査人が実施した現地機関の調査票(アンケート)によると、新しい物品調達制度の評価は賛否まちまちであった。物品の集中調達の対象は、本庁では2万円以上であるが、現地機関は10万円以上であり、10万円未満のものは、現地機関が調達できる。新しい物品調達制度については、10万円以上の事業は限定されており業務への影響がほとんどないという意見、不便であるという意見、2万円以上とすべきという意見が見られた。地方事務所を地域の核として、周辺の現地機関と共同で物品調達を行うということも検討する必要がある。</p> <p><一括契約> 県の契約事務は、100万円でも1億円でも基本的には同じ手順であり、効率性を発揮できない面がある。すべての契約事務は、現地機関で行うのがいいのか、あるいは事業の内容により後方業務として本庁で行うのがいいのか、検討する必要がある。本庁が事業の採択を行い、予算の執行だけを現地機関に移管しているような場合、本庁で一括契約を行ったほうがいいのかもあってと思われる。</p> <p><外部委託> 外部委託が考えられる業務としてあがっていたのは、現在一部で実施している職員宿舎の管理や県営住宅の管理の拡充があった。監査人が監査した北信地方事務所でも、同様の所感をもった。是非検討することが望</p>	<p>新しい物品調達制度の検証を目的に平成25年8月に行った調査(①契約実績の分析、②現地機関アンケート調査)から、次のような事項が確認されました。</p> <p>1 「現地機関10万円以上」という基準は地元業者への配慮の意味をもち、2万円以上に拡大することについては当面困難</p> <p>2 契約管理システムにより統一的な事務処理が行われることは、事務の効率化につながる。</p> <p>3 地方事務所を核としての周辺現地機関での共同調達については、若干の希望はあった。</p> <p>これらについては、さらに関係課で研究・協議を重ねてまいります。</p> <p>(財産活用課)</p> <p>本庁による一括契約は、一部で実施しており、今後もスケールメリットによる経済性を優先する観点と、分離発注による地域業者育成の観点との両面から、契約所管組織において、現状を把握し、検討してまいります。</p> <p>(会計課)</p> <p>宿舎管理業務の外部委託については、宿舎の長寿寿命化による一定の保全水準の確保、管理事務等の更なる効率化及びスケールメリットによる委託費の抑制を図るため、県営住宅の管理代行地区の拡大に併せ、平成25年4月から、委託対象地区を2地区(長野、松本)</p>
--------------------------------------	---	---

	<p>まれる。</p>	<p>から6地区(佐久、上小、諏訪、上伊那を追加)へ拡大しました。</p> <p>引き続き、北信地方事務所等の外部委託が実施されていない地区の管理業務につきましても、業務内容の見直し等を含め、効率的な維持管理に取り組んでまいります。</p> <p>(職員課)</p> <p>県営住宅の管理業務については、昭和53年から長野県住宅供給公社への管理委託を開始しましたが、平成18年度からは同公社を指定管理者とする管理に移行し、さらに、21年度からは公営住宅法改正により導入された管理代行制度により同公社に管理委託をしています。委託区域は順次拡大し、25年度において、佐久、上小、諏訪、上伊那、松本、長野の6地域で実施しています。他の地域については、県営住宅の管理戸数が比較的少なく、効率的な業務執行が難しいなど、管理代行のメリットが生かせないことから、拡大するには至っていません。</p> <p>これら未導入地域については、今後、市町村営住宅の管理委託の導入に併せて、県営住宅の委託区域の拡大を検討してまいります。</p> <p>(住宅課)</p>
<p>新しい物品調達制度の成果の検証と今後の課題 【意見】 (P63)</p>	<p>新しい物品調達制度は集中調達のメリットや事務の合理化、調達経費の削減にどのように貢献しているのか、県として成果の検証を行い、更なる展開を検討することが望まれる。</p> <p>また、事務用品などの物品を共同調達することにより、事務の効率化とスケールメリットによるコスト削減が可能となる。集中調達の方法として、基金の活用や、市町村との共同購入、民間へのアウトソーシングが考えられる。</p> <p>基金制度(県営物品調達機能)の活用や市町村との共同購入、民間事業者への調達業務の委託(アウトソーシング)などについて検討が望まれる。</p>	<p>新しい物品調達制度の検証を目的に平成25年8月に行った調査(①契約実績の分析、②現地機関アンケート調査)から、次のような事項が確認されました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約管理システムによる統一的な事務処理や現地機関の一般競争入札を財産活用課が集約して行う集中調達については、事務の効率化につながる。 2 現地機関に公募型見積合わせを導入したことにより、支出経費の削減ができた。 <p>共同調達については、現在、事務用品、複写、燃料等について、本庁・合同庁舎単位で行われています。事務効率、スケールメリット、コスト削減という点では、さらに範囲を拡大し、全県一本ということも考えられますが、次のような理由から、現行の単位が適正規模であり、これ以上の拡大は課題が大きいと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共通の仕様をすることにより、各機関、各地域の実情が反映されない。 2 事業者にとっては、規模が大きすぎて適正な履行が確保されない。 3 県が行う契約の相手方が大手企業に集中し、県内企業の成長を図ることができない。 4 事務用品などの場合は、全県一本で調達を行うことにより、在庫管理や発送など別の面で経費や事務負担がかかることになる。 <p>ただし、単独現地機関については、同一地域又は同一部局等での一括契約(共同調達)の検討を行う余地があるものと考えられますので、関係課で検討してまいります。</p> <p>基金制度(県営物品調達機能)の活用や市町村との共同購入、民間事業者への調達業務の委託(アウトソーシング)などについては、いずれも現時点では本県の状況に適さないと考えますが、導入の可能性について検討してまいります。</p> <p>(財産活用課)</p>
<p>クレジットカード決済の導入 【意見】 (P63)</p>	<p>公共調達におけるカード決済については、ほとんど実施事例がないが、カード決済を導入することで、より安価でより迅速な調達、調達事務の効率化の可能性がある。例えば、カードの利用としては、少額物品の調達においてネット取引を活用することでより安価な調達が可能となる場合がある。</p> <p>このため、県においても、クレジットカード決済のニーズを踏まえ、将来的にはカード決済を導入することが望まれる。</p>	<p>公金支出に関する制度的な制約を踏まえ、クレジットカード利用の具体的な方法とそのメリット、デメリットを整理し、導入について検討してまいります。</p> <p>(会計課)</p>

5. 物品調達の実況と課題について

<p>新制度の評価について 【意見】 (P68)</p>	<p>県として、平成24年7月以降の実績を集計して、新制度の成果と課題について、対策を講じることが望まれる。</p>	<p>新しい物品調達制度の検証を目的に平成25年8月に行った調査(①契約実績の分析、②現地機関アンケート調査)から、次のような事項が確認されました。 (成果) 1 現地機関の物品調達に公募型見積合わせを導入することにより、業者との癒着を防止することができ、また、一般競争入札を財産活用課へ集約することにより、発注手続に予算執行者以外の部署が関与することで手続の透明性、公平性を確保することができ、不正の防止につながった。 2 現地機関の公募型見積合わせの導入により、競争性が確保され、経費の削減につながった。 3 契約管理システムにより統一的な事務処理が行われることで、事務の効率化につながった。 4 公募型見積合わせの対象金額(現地機関10万円以上)という基準は、検証結果からも適当と判断することができた。 (課題) 5 現地機関での公募型見積合わせの導入により、業者間の競争が激化し、大手業者との競争で地元業者の受注が減っていることが確認された。地域経済に及ぼす影響を考えると、地域要件については、現行の全県一律(県内に本・支店)について検討することが必要 6 現地機関の公募型見積合わせの例外については、幾つかの事項について追加の必要がある。 7 契約管理システムについては、より使い勝手のよいシステムとなるよう改修が必要 5、6の課題については、関係課で研究・協議を重ねてまいります。7については、できる部分から順次システム改修を実施します。 (財産活用課)</p>
<p>最低制限価格の設定等について 【意見】 (P71)</p>	<p>印刷に関しては、県の調達の経済性を考慮しつつ、事業者による過度の競争を強いることのないような調達の仕組み(最低制限価格の設定等)についても、検討する必要があると考える。</p>	<p>これまででも、印刷物発注に係る最低制限価格制度の導入について検討してきましたが、長野県の契約に関する条例(仮称)の取組方針としても捉えているので、実施に向けて関係課でさらに検討を進めます。 (財産活用課)</p>
<p>公募型見積合わせの対象について 【意見】 (P71)</p>	<p>調達実績合計をみると10万円未満の案件が半数近い45.2%ある。現在、本庁は2万円以上が公募型見積合わせの対象で、現地機関は10万円以上が公募型見積合わせの対象となっている。現地機関では、2万円以上10万円未満の案件について、効率性と経済性の観点から、公募型見積合わせの対象とした方がよいのか、対象外とした方がよいのかについて、実績を積みながら将来的に検討する必要があると考える。</p>	<p>新しい物品調達制度の検証を目的に平成25年8月に行った調査(①契約実績の分析、②現地機関アンケート調査)から、公募型見積合わせの対象金額(現地機関10万円以上)は、地元業者への配慮という観点から、当面2万円以上に対象を拡大することは困難と判断しました。 (財産活用課)</p>
<p>競争性の確保について 【意見】 (P71)</p>	<p>応札者1者の案件が307件と、契約件数全体の25.2%を占めることがわかる。1者応札307件の内、284件は随意契約(公募型見積合わせ)である。 広く事業者からの応募を募って競争力を発揮するという観点からは、公募型見積合わせは望ましい。しかし、公募型見積合わせで応札者1者の案件が一定数ある理由について、応札者が限られるような仕様となっていないかなど、今後検討が必要と考えられる。 また、公募型見積合わせの地域要件をどのように設定するのかについても、実績を積みながら検討する必要があると考える。</p>	<p>新しい物品調達制度導入後1年間の実績をみると、応札者が1者の案件が契約件数全体に占める割合は、本庁22.9%、現地24.3%でした。 もともと公募型見積合わせの手続は、一般競争入札と同様にホームページに公告を掲載し広く見積参加者を募る制度であるため、結果的に応札者が1者であっても、一般競争入札同様に手続に問題はないものと考えます。 なお、現在も発注公告に当たっては、なるべく多くの業者が参加できるよう、特に必要な場合を除き、特定の商品に限定せず規格指定又は相当品指定としています。 (財産活用課)</p>
<p>コピー用紙A4の単価について 【意見】 (P83)</p>	<p>コピー用紙A4、1,000枚当たりの単価は、最も安い総務部財産活用課の451.5円から、最も高い1,008.0円まで、様々な単価が存在している。 購入数量と単価の関係を見ると、必ずしも購入数量に比例して単価が安くなるわけではないが、最も安い総務部財産活用課の購入数量は群を抜いて大きい。 落札率については、落札率は100%のケースが多いが、複数業者が参加している場合は落札率が100%よりも低く抑えられている。落札率が最も低い契約は、</p>	<p>監査人が示した財産活用課の例は、本庁一括賃貸借契約を行っている複写機(50台以上)で使用する用紙の契約の例です。この契約は、単なる納品だけでなく、各事務機械室のコピー用紙の在庫をみながら適宜補充する業務を伴うものであり、数量規模からも複写機の賃貸借契約業者以外には履行できない内容の契約であるため、他の機関の契約と単純に比較することは適当でないものと思われます。 一括購入については、項目の「4. 調達事務コスト</p>

	<p>下伊那地方事務所で71.1%である。見積参加業者数は8者と多く、単価も490.0円と低めである。複数業者が参加することで、落札率は低くなる場合が多いと言える。</p> <p>しかし、落札率が100%で1者参加にも関わらず、本庁の一括購入は購入数量が多いため、単価では最も低くなっている。スケールメリットの効果は大きい。</p> <p>今後一層効率的な調達を行うためには、一括購入の活用が課題になると考える。本庁以外の現地機関について、どの範囲でとりまとめを行うか、どこの部署が行うかなど、長野県の実情にあった方法を模索することが必要と考える。</p>	<p>の見直し」の中の「新しい物品調達制度の成果の検証と今後の課題」に記載した理由から、現在行われている本庁・合同庁舎単位が適正規模であり、これ以上の拡大は課題が大きいと考えます。</p> <p>ただし、単独現地機関の用紙の購入については、同一地域又は同一部局等での一括契約（共同調達）の検討を行う余地があるものと考えられますので、今後、関係課で検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(財産活用課)</p>
<p>予定価格について 【意見】 (P83)</p>	<p>本庁の一括購入のように落札率100%でかつ単価が低い場合は、予定単価の精度が高いことや、予定価格の設定が低いため1回の入札（見積り）では落札とならず、複数回行った結果などが考えられる。一方で、落札率が低ければ単価は低くなることも見て取れる。</p> <p>予定単価の精度によって落札率は変化するため、予定価格をどのように設定するかが課題である。市場価格を参考にした場合や、参考見積を複数徴取している場合は、予定価格の精度が高いと予測されるが、一概にそうとは言えない。</p> <p>1回当たりの購入数量や地域条件等によって価格にばらつきが見られるのはもっともなことであるが、効率的な調達のためには、適正な予定価格の設定が肝要であるとする。</p>	<p>建設工事や役務契約が、実際の作業工程に基づいて材料費や人件費をもとに積算して予定価格を設定するのと異なり、物品購入については、定価、過去の契約実績、業者からの参考見積などをもとに予定価格を設定しています。同じ商品であっても、業者の在庫状況、卸売業者との関係などにより入札（見積）金額は大きく異なるため、適正な予定価格の設定は容易なことではありませんが、今後とも予算執行者において適正な金額を設定していただくよう、引き続き依頼してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(財産活用課)</p>
<p>封筒（角2）の印刷単価について 【意見】 (P83)</p>	<p>封筒（角2）の印刷単価に関しては、警察本部で一括購入している場合の単価が最も安く、5,000枚の購入で単価4.4円である。最も高いのは農政部野菜花き試験場で、500枚の購入で単価32.9円である。</p> <p>落札率は最も低い64.0%からばらつきがある。警察本部で一括調達している場合は、落札率は低めで、単価が最も低い。しかし印刷物の場合、落札率が低ければ単価が低いとは一概に言えない。これは、印刷の内容などによって単価に違いが生じるであろうことも一因と考えられる。</p> <p>機関別に見ると、購入数量が多いと単価が低いという関連は見られるが、機関によって、そのレベルがまちまちである。単価が高い部署は、一括購入を活用するなど、今後一層効率的な調達が望まれる。</p>	<p>封筒の印刷については、同じ規格であっても、印刷数量の他に封筒面の印刷内容、用紙、納品方法等により落札単価に違いが生ずるので、一概に比較はできないものと考えます。</p> <p>適正な予定価格の設定には、複数の参考見積を徴取する方法以外に、印刷特有の積算方法により積算する方法が考えられます。</p> <p>なお、本県においては、公用封筒は統一デザインのものを使用しており、平成25年度から裏面に企業広告を印刷し広告料収入を得ています。</p> <p>財産活用課においては、封筒の一括印刷を行っていますが、現地機関分は住所表示等が異なるため、現在は本庁のみの一括印刷となっています。</p> <p>今後は、印刷パターンを示して、現地機関分も取りまとめの対象とすることができるか検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(財産活用課)</p>
<p>先進都道府県の例 【意見】 (P84)</p>	<p>効率的な調達方法について、基金の活用、市町村との共同購入、民間へのアウトソーシングなど先進都道府県の例を次に紹介するので、長野県の実情と照らし合わせて取り入れる余地があるかどうか検討が望まれる。</p> <p>① 東京都用品調達基金 東京都では、東京都用品調達基金条例（平成6年3月31日 条例第18号）により設置された「東京都用品調達基金」（平成24年3月現在基金残高総額1億円）によって集中調達を行っている。</p> <p>② 大阪市と大阪府による災害備蓄用アルファ化米の共同調達 大阪府と大阪市による災害備蓄用アルファ化米の共同調達では、約1割程度のコスト削減に成功したという事例がある。市町村との共同購入の先進的な取り組み事例からは、事務の効率化とコスト削減が期待できる半面、以下のような課題も明らかになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品・サービスの仕様に関する調整（調整が容易なものの実現も容易） ・調達先に地域企業が想定される場合の、地域要件の設定の調整 ・入札参加資格、手続の統合を行う場合は、業務フロー、情報の共有 <p>市町村との共同購入を検討する場合には、これらの課題の解決が必要と考えられる。</p> <p>③ 民間の事務用品サプライヤー企業への事務用品調達のアウトソーシング 自治体での事例はまだ無いようだが、民間企業では、事務用品調達を事務用品サプライヤー企業に全面的にアウトソーシングしている事例がある。</p> <p>アウトソーシングによりどの程度の事務の効率化が図れるのか、調達先業者の地域要件設定の問題など、実現の可能性について検討が望まれる。</p>	<p>監査人が示した先進都道府県の例は、以下のとおり本県の実情に合わないため、現時点では導入が困難であると考えますが、将来の導入の可能性について検討してまいります。</p> <p>① 調達基金 基金管理及び物品の一括在庫管理に係る事務負担、人件費及び管理スペースに係るコストなどの課題がある。</p> <p>② 市町村との共同調達 県と市町村、また市町村間で入札参加資格制度が異なり、仕様や調達条件の設定も異なるため、導入は困難である。</p> <p>ただし、現行の印刷物発注において、市町村等からの別途発注があることを前提に県分の単価を見積もることを条件としている案件もある。</p> <p>③ 事務用品調達における民間へのアウトソーシング 全面的なアウトソーシングは、県内企業の健全な競争と成長を促す観点から課題がある。</p> <p style="text-align: right;">(財産活用課)</p>

<p>手続上の効率化の必要性 【意見】 (P89)</p>	<p>一括購入の問題点として、現地機関では手続上の効率化が図られていないため、メリットを感じられない、という回答があった。その反面、手続上の効率化が図られている本庁では、一括購入のメリットがあるとの回答があった。現地機関の物品購入事務を本庁あるいはどこかの部署でまとめて行う等、購入手続きの効率化を検討することが課題であると考ええる。</p>	<p>一括購入については、項目の「4. 調達事務コストの見直し」の中の「新しい物品調達制度の成果の検証と今後の課題」に記載した理由から、現在行われている本庁・合同庁舎単体が適正規模であり、これ以上の拡大は課題が大きいと考えます。 ただし、単独現地機関については、同一地域又は同一部局等での一括契約（共同調達）の検討を行う余地があるものと考えられますので、関係課で検討してまいります。 (財産活用課)</p>
<p>在庫管理について 【意見】 (P89)</p>	<p>一括購入した物品を本庁まで取りに行かなくてはならないとの回答があった。一括購入で安く物品を購入しても、職員が配送するのでは配送のコストが高くつく。一括購入を行って購入単価を下げる効果と、配送コストが高くつく影響を考慮した仕組みづくりが必要であると考ええる。</p>	<p>一括購入については、項目の「4. 調達事務コストの見直し」の中の「新しい物品調達制度の成果の検証と今後の課題」に記載した理由から、現在行われている本庁・合同庁舎単体が適正規模であり、これ以上の拡大は課題が大きいと考えます。 ただし、単独現地機関については、同一地域又は同一部局等での一括契約（共同調達）の検討を行う余地があるものと考えられますので、関係課で検討してまいります。 (財産活用課)</p>
<p>6. 施設監理の委託について</p>		
<p>最低制限価格制度の導入拡大について 【意見】 (P98)</p>	<p>最低制限価格制度は、県庁舎では平成22～23年度の警備業務委託において、合同庁舎では平成24年度の清掃・設備管理業務委託において導入している。 合同庁舎に最低制限価格制度を導入した結果、サービス水準は前年度と同様にも関わらず、落札額は上昇している。ダンピング防止効果があるとともに、労働条件の悪化防止、契約内容の適正な履行確保にも十分効果があると考ええる。 最低制限価格制度を導入するにあたり、積算方法及び仕様書の統一化が必要となる。県有施設で共通する業務について、積算方法及び仕様書の統一化を進めるとともに、統一化された業務の中で最低制限価格制度適用可能な業務については、順次導入していくことが望まれる。</p>	<p>平成24年度に、県の施設管理（清掃・警備・電話交換等）に関し、積算及び仕様書の統一化を進め、25年度においても、自家用電気工作物や消防設備の保守点検業務の統一化を検討しています。 今後、積算方法や仕様書の統一された業務で、最低制限価格制度の導入が可能か検討してまいります。 (財産活用課)</p>
<p>サービス水準の評価と設定の見直し 【意見】 (P98)</p>	<p>最低制限価格制度は、県庁舎では平成22～23年度の警備業務委託において、合同庁舎では平成24年度の清掃・設備管理業務委託において導入している。 合同庁舎に最低制限価格制度を導入した結果、サービス水準は前年度と同様にも関わらず、落札額は上昇している。ダンピング防止効果があるとともに、労働条件の悪化防止、契約内容の適正な履行確保にも十分効果があると考ええる。 最低制限価格制度を導入するにあたり、積算方法及び仕様書の統一化が必要となる。県有施設で共通する業務について、積算方法及び仕様書の統一化を進めるとともに、統一化された業務の中で最低制限価格制度適用可能な業務については、順次導入していくことが望まれる。</p>	
<p>7. IT調達について</p>		
<p>IT調達事例DB（データベース）等による事例の集積について 【意見】 (P106)</p>	<p>「情報システム調達指針」においては、調達計画を策定時に調達コストを見積もるにあたり、「国、他の自治体等における、同様の情報システムの調達実績、システムの詳細、開発費用（各段階の経費、1業務処理当たりの経費、1画面及び1帳票当たりの開発単価等）を調査」することを求めている。その際に収集した国及び他の自治体等における事例や過去の長野県におけるIT調達事例については、情報を整理しDB化する等、将来のIT調達に際してより活用しやすい形でのデータ集積及び整理を行うことが重要である。今後、業務主管課がIT調達を行う際に活用しやすい形態でのIT調達事例DB等を、情報システム推進室が中心となり作成することが望ましい。 また、IT調達においても複数の応札業者が存在することが、調達価格や品質面でのメリットにつながる可能性が高いことから、現在求めている調達実績や開発費用（各段階の経費、1業務処理当たりの経費、1画面及び1帳票当たりの開発単価等）等だけではなく、応札業者数の実績とともに競争性の阻害要因となり得る事項や競争性の向上策等についても、事例を収集することが望ましい。</p>	<p>システム開発に当たっては、ソフトウェアの購入、カスタマイズ、独自開発というように形態が異なるだけでなく、初期導入費用に後年数年分の維持管理費を一体として含むもの、維持管理費にハードウェア分を含むもの、ハードウェアの購入、リース費用、維持管理を含むもの、それぞれ別に維持管理を委託するものというようにシステムごとに異なるため、単純比較ができないなど難点はありますが、今後IT調達事例をデータベース化することを検討してまいります。 また、国及び他の自治体等における事例や過去の長野県におけるIT調達事例について、開発費用（各段階の経費、1業務処理当たりの経費、1画面及び1帳票当たりの開発単価等）等の情報を収集してまいります。 (情報システム推進室)</p>

<p>他自治体等とのIT調達事例の共有化について 【意見】 (P106)</p>	<p>長野県の内部事例だけでは、IT調達の頻度が少なく比較可能な対象が得られないことが想定できるため、「情報システム調達指針」において、他の自治体等における同様の情報システムの調達実績等を調査することを求めている。自治体の場合、同じ県レベルの自治体であれば類似の業務も多く、運用環境は個別に異なるものの、他自治体に比較可能なIT調達の事例が存在する可能性が高いという特性がある。現在は、業務主管課においてその調査を担うこととされているが、より網羅的かつ効率的に情報を把握するためには、将来的に、複数の自治体と協定等を締結し、一定のIT調達について継続的に情報を共有する枠組みを構築することを検討することが望ましい。</p>	<p>全国都道府県情報関係主管課長会議等が開催され、その中でIT調達など各種情報交換が行われています。将来的には、複数の自治体と協定を締結したり、一定のIT調達について継続的に情報を共有する枠組みを構築することについても、そのような場などを活用し他都道府県等と協議してまいります。 (情報システム推進室)</p>
<p>情報システム推進室の予定価格等の積算への関与について 【意見】 (P106)</p>	<p>現在、入札時に業務主管課が設定する予定価格については、大規模な調達案件に関しては業務主管課との間で密に情報を交換し指導を行っているとのことであるが、明確に関与する形態とはなっていない。今後、IT調達の技術的な側面だけではなく、価格面での妥当性をより担保するためにも、入札予定価格の設定に際して、情報システム推進室の承認を得る等の方策を検討することが望ましい。</p>	<p>予算も含め入札予定価格の設定について、現状では情報システム推進室で所管するものではありませんが、ご意見を踏まえ、今後、関係課（行政改革課、財政課等）とも連携し検討してまいります。 (情報システム推進室)</p>
<p>全県的なシステム関連コストの把握と中期的な計画の策定について 【意見】 (P106)</p>	<p>現状、長野県においては、県全体の情報システムの調達及び維持管理等に要する支出の状況が把握されていない。長野県全体のIT調達の適正化を考える上で、現時点において、どれだけの保守、修繕費用を含めたシステム関連コストを要しているか把握することは、その重要な一要素である。特に、業務のシステム化が進捗した現在においては、システム関連コストの額は多額にのぼり、長野県財政の中においても一定程度の割合を占めている。今後、長野県全体のシステム関連コストの現状を把握した上で、情報システム推進室等において、将来的なシステム関連コストをどの程度見込むのか検討し、システム関連コストの計画値も含めた全県的なIT調達計画を策定することが望ましい。 なお、現状の財務会計システムにおいては、システム関連コストを自動的に抽出する機能が設定されていない。長野県に限らず地方自治体においては、事業目的別の予算科目（例：（款）総務費、（項）総務管理費、（目）一般管理費）により区分されていることから、システム上、別途、抽出機能を付加しない限り、決算情報からシステム関連コストを抽出することには困難が伴う。現在、新財務会計システムの開発が予定されているが、その中において、システム関連コストの抽出を可能とする機能を付加することが望ましい。</p>	<p>将来的なシステム関連コストをどの程度見込むかなどに関しまして、現状では情報システム推進室で所管するものではありませんが、ご意見を踏まえ、今後、関係課（行政改革課、財政課等）とも連携し検討してまいります。 なお、情報システムに関連するコスト等の抽出については、平成26年4月稼働予定の新財務会計システムにおいて、情報システムに関連するコスト等の抽出を行うことができるよう運用上の仕組みを構築しました。 (情報システム推進室)</p>
<p>8. 緊急雇用基金ふるさと再生基金事業及び緊急雇用創出事業について</p>		
<p>ふるさと雇用再生特別基金事業における雇用の継続性の検証 【意見】 (P110)</p>	<p>事業数は31事業で、事業費は913,387千円であるが、そのうち新規雇用の失業者に係る人件費が560,871千円（人件費率61.4%）である。雇用実績（新規雇用の失業者の人数）は264人で、1人当たり人件費は2,124千円である。 県は、ふるさと雇用再生特別基金事業を県の事業として実施しているが、一方で当該事業はふるさと雇用再生特別基金事業（厚生労働省）でもある。ふるさと雇用再生特別基金事業の目的は「雇用失業情勢の厳しい地域において、地域の実情に応じて、各都道府県及び市町村の創意工夫に基づき、地域の雇用再生のために、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、地域における継続的な雇用機会の創出を図ること」（ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領 第1）となっている。この目的のとおり、本来は事業終了後においても継続的な雇用機会が維持されることが目的である。この点、国（厚生労働省）はアンケート調査などによって事業効果の検証を行っている。一方、県においても、継続事業調査を実施しているが、この目的の趣旨より、ふるさと雇用再生特別基金事業で創出された雇用のどの位の割合が、事業終了後も雇用機会が継続されたかについて、ミクロ的、マクロ的な分析を行い今後の事業実施に役立てることも必要と考える。</p>	<p>現在、国において、事業終了後の雇用の状況について調査を行うとともに、平成26年4月から重点分野雇用創出事業のフォローアップ調査を実施することになっています。 これらの調査を踏まえて、市町村を含めた事業の効果を高めてまいります。 (労働雇用課)</p>

<p>緊急雇用創出事業における失業対策について 【意見】 (P111)</p>	<p>事業数は139事業で、事業費は1,108,432千円であるが、そのうち新規雇用の失業者に係る人件費が655,207千円(人件費率59.1%)である。雇用実績(新規雇用の失業者の人数)は853人で、1人当たり人件費は654千円である。</p> <p>部局別の実績をみると、建設部が事業費245,120千円で一番大きい。そのうち新規雇用の失業者に係る人件費が61,101千円(人件費率24.9%)、新規雇用実績は125人となっており、県全体の中では、新規雇用の創出効果が低い結果となっている。緊急雇用創出事業は、世界同時不況によって増大した失業者のために短期雇用の確保が目的となっている。当初、失業者は1回本事業で就業するとその後に出る当事業の仕事には応募できないことになっていた(その後雇用期間は原則半年以内、複数回の就業が可能になり、合計1年以内まで緩和された。)</p> <p>設立趣旨からは、委託者は事業終了後に継続雇用する義務はない。しかしながら、本事業の目的は、委託された民間企業で短期間雇用を行うことにより、後の長期的仕事への就職ひいては生活の安定につなげることを目的としている。</p> <p>県では、本事業で県が直接雇用した者のその後の状況を調査しているが、市町村事業や委託事業についても、本事業で雇用された者のその後の状況を調査し確認することによって、本事業の成果を総括する必要がある。</p>	<p>現在、国において、事業終了後の雇用の状況について調査を行うとともに、平成26年4月から重点分野雇用創出事業のフォローアップ調査を実施することになっています。</p> <p>これらの調査を踏まえて、市町村を含めた事業の効果を高めてまいります。</p> <p>(労働雇用課)</p>
<p>人件費割合について 【意見】 (P112)</p>	<p>厚生労働省の緊急雇用創出事業実施要領によると、「年度ごとのそれぞれの事業計画全体(重点分野雇用創出事業計画書、地域人材育成事業計画書、震災等緊急雇用対応事業計画書については、合算することとする。)」として、事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であることを要件とする。</p> <p>なお、当該要件は、都道府県が作成する年度ごとのそれぞれの事業計画全体として判断されるものであり、個々の事業については、本事業の趣旨を踏まえ、効果的な運用に努める必要がある。」としている。</p> <p>つまり、新規雇用の失業者に係る人件費の要件は県が作成する年度ごとのそれぞれの事業計画全体として判断されることとして、必ずしも個々の事業の要件とはなっていない。</p> <p>県としては、委託契約書では、「人件費割合2分の1以上」は努力規定としており、結果として2分の1未満となっても不履行には当たらないとしている。</p> <p>しかしながら、一部の部局では、基金の趣旨から、委託契約書の仕様書において「人件費割合2分の1以上」を実施条件として記載している事業もある。他の部局においても、委託に関する努力規定達成のためにどのような取組を行ったか確認を行う必要がある。県としては、人件費の要件が達成できなかった事業について原因を検証する必要があると考える。</p>	<p>人件費割合については、事業計画策定時には、2分の1以上としていますが、雇用実績等により、最終的に2分の1を下回る可能性があるため、努力規定としています。</p> <p>しかしながら、人件費割合が最終的に2分の1を下回った場合の要因について、その理由を明記するなどし、原因を分析しています。</p> <p>(労働雇用課)</p>
<p>II 各論</p>		
<p>1. 健康福祉部 医療推進課</p>		
<p>ドクターヘリ運航業務の費用対効果の分析について 【意見】 (P123)</p>	<p>ドクターヘリは、平成24年12月時点で34道府県40地域に導入されており、今後も全国的に導入が進む可能性がある。県においては、導入例が増えている状況を踏まえ、他地域との運航実績等と比較して、県の運航実績の現状と課題をより明確化していくことが望ましい。</p> <p>今後は費用対効果の分析も進める必要がある。例えば、信州大学附属病院の平成23年度の委託料は半年間で106,669千円とされており、平成24年度以降は年額約2億円の費用が発生する見込みである。佐久総合病院のドクターヘリの運航コストは年額209,823千円で、信州大学附属病院の委託料も県佐久総合病院のコストをベースとしている。</p> <p>全国的にもドクターヘリの運航コストは1機2億円といわれており、長野県の運航コストも標準的なものといえるかもしれない。しかし、現在の運航コストについて全く見直す余地がないのかどうかまでは不明確であり、より精査を進めて、コストの見直しを図り、費用対効果を高めていくことも必要である。</p> <p>ドクターヘリ運航業務委託では、搬送患者の計画値と実績値の分析や、本来の目的である救急救命の指標の設定と評価など、県民サービスの向上につながる検討が必要である。</p>	<p>ドクターヘリ運航の費用対効果の分析については、現在まで、効果の定義や指標の設定手法等が確立していない状況であるため、今後、厚生労働省や航空医療学会等の専門家による研究の進展を注視し、成果を活用してまいります。</p> <p>(医療推進課)</p>

<p>ドクターヘリ運航業務の実績報告書の入手について 【意見】 (P123)</p>	<p>本業務に関する契約書の第7条では、受託者は県の定める業務報告書により業務終了の翌月10日までに、様式で定める関係書類を県に提出するとされている。しかしながら、この業務報告書は、当月のフライト数やフライト可能日数など限られた情報を示したものにとどまっており、外部者が委託業務の実施状況を正確に把握することが難しいものとなっている。また、契約書では業務報告書を毎月提出することを求めているが、年間を通じた業務実績についての報告は特段求めている。実際には、県は受託者から別途データを入力して、業務の実施状況は把握しているが、契約書において業務報告のあり方をより詳細に規定しておき、その規定に基づいて必要な報告を受ける仕組みとすることが望ましい。</p>	<p>平成25年度のドクターヘリ運航業務委託契約においては、第7条に定める業務報告書の様式を、24年度までのものと変更し、毎月、出動日、飛行区間、航行時間等詳細な運航状況を報告するとともに、年度末には当該年度を通じた事業実績を報告することとしました。(医療推進課)</p>
<p>長野県ナースセンター運営事業及び長野県看護職員研修センター管理業務の事業実績について 【意見】 (P126)</p>	<p>都道府県が実施するナースセンター運営事業の実績あるいは成果の1つとしては再就職者数が挙げられる。受託者である県看護協会の実績報告では、平成23年度の再就職者数は241人と示されており、県が行っている事務事業評価(平成24年度事務事業評価シート)でも再就職者数は241人と示されているが、中央ナースセンターが公表しているデータの数値が県看護協会の実績報告と一致していない。一致していない理由は、中央ナースセンターのデータは、同センターが運営する無料職業紹介サイトe-ナースセンター(NCCS)での実績のみであり、個別相談や再就職支援研修等によって再就職した実績は含まれないためとされているが、データに違いが生じている原因は県としても明確にしておく必要があると考える。</p>	<p>平成25年2月25日の看護協会との次年度事業打ち合わせにおいて、再就職の相談者のうち、本人の了解が得られた者についてはe-ナースセンター(NCCS)に登録することを確認しました。25年4月からは、長野県ナースセンター運営事業において、退職看護職員登録システム事業を開始しました。また、長野県看護協会ホームページにおいて、県内の求人情報一覧掲載ページを構築しました。さらに、同年7月から、ハローワークとの連携事業として「看護職の就職プレ相談会」を実施(4箇所、10回)し、求職者の掘り起こしに取り組みました。(医療推進課)</p>
<p>長野県ナースセンター運営事業及び長野県看護職員研修センター管理業務の他都道府県との比較について 【意見】 (P127)</p>	<p>中央ナースセンターが公表しているデータによると、求人倍率は、長野県は383.6%で全国1位となっている。平成24年度事務事業評価シート(23年度実施事業分)では、例年並みの再就職者数は確保できたとしているが、中央ナースセンターデータによると、長野県は、求人倍率が高いが求人充足率は低く、求人と求職のミスマッチが生じていることになる。中央ナースセンターのデータに個別相談や再就職支援研修等によって再就職した実績を含めるなどしたうえ、他の都道府県との比較を実施して現状を把握する視点は重要と考える。中央ナースセンターが公表しているデータも活用し、看護協会だけではなく県としても、ナースセンターの活動状況の分析に取り組む必要がある。</p>	<p>平成25年2月25日の看護協会との次年度事業打ち合わせにおいて、再就職の相談者や再就職支援研修受講者のうち、本人の了解が得られた者についてはe-ナースセンター(NCCS)に登録することを確認しました。有効求人数は、求人施設側が採用し易くするために、真の求人数よりも加算した数で登録されている現状を十分考慮し、中央ナースセンターが公表しているデータも参考としながら、ナースセンターの活動状況の分析をする方針です。(医療推進課)</p>
<p>公衆衛生専門学校伊那校校舎管理業務の管理経費の積算方法について 【意見】 (P130)</p>	<p>公衆衛生専門学校の校舎については、平成22年5月までは、県(公衆衛生専門学校)、健康づくり事業団(県から借用)、伊那市(保健センター)の3者で管理経費を按分して建物管理を行っていたが、伊那市が保健センターを移設し、退去したため、平成23年度以降は県及び健康づくり事業団の2者で建物の管理経費を負担することとなった。公衆衛生専門学校の校舎の管理経費については平成23年度に削減を図っているが、今後は、県の進めている予定価格における積算の統一化やサービス水準(仕様書)の標準化における基準と比較して、管理経費の内容及び契約は妥当な水準なのか、もしくは、さらに見直す余地があるのかを検討していく必要がある。</p>	<p>検診施設や学校という特別な建物での管理業務であることから、県庁や合同庁舎と統一的な仕様は困難であると考えられますが、今後の契約については、現在進めている県の標準的な基準と比較できる部分は参考にして、対応を検討します。(医療推進課)</p>
<p>2. 健康福祉部 健康長寿課</p>		
<p>認知症コールセンター設置事業の予算の精度向上について 【意見】 (P139)</p>	<p>当事業について平成23年度は、事業者342,176円の赤字が生じている。県としても事業者から提出される実績報告書等を詳細に分析して、赤字の原因と今後の改善策を検討する必要がある。特に、赤字の原因が事業者の責に帰すべきものなのか、あるいは、事業内容から、事業者が委託料の範囲内で支出を賄うことが難しい状況となっているのかについては十分に把握しておく必要がある。赤字の原因が事業者の責に帰すべきものであれば、今後、改善が見込まれるのかどうかに留意する必要があり、事業者が委託料の範囲内で支出を賄うことが難しい状況なのであれば、県として仕様の内容を見直すことも検討する必要がある。</p>	<p>予算の積算に当たっては、実績を踏まえ、内容を精査しました。(健康長寿課)</p>

<p>認知症コールセンター設置事業の事業の継続可能性について 【意見】 (P139)</p>	<p>当事業について平成23年度は、事業者342,176円の赤字が生じている。県としても事業者から提出される実績報告書等を詳細に分析して、赤字の原因と今後の改善策を検討する必要がある。特に、赤字の原因が事業者の責に帰すべきものなのか、あるいは、事業内容から、事業者が委託料の範囲内で支出を賄うことが難しい状況となっているのかについては十分に把握しておく必要がある。</p> <p>赤字の原因が事業者の責に帰すべきものであれば、今後、改善が見込まれるのかどうかに留意する必要がある、事業者が委託料の範囲内で支出を賄うことが難しい状況なのであれば、県として仕様の内容を見直すことも検討する必要がある。</p>	<p>相談員の人件費が赤字の主な原因となっている一方、相談件数の大幅な減少もみられるため、相談員の配置方法の見直しを行うなど、委託料の範囲内で事業実施が可能となるよう改善を図りました。</p> <p>(健康長寿課)</p>
<p>認知症コールセンター設置事業の費用対効果の分析について 【意見】 (P139)</p>	<p>近隣自治体と比較すると長野県認知症コールセンターは対応時間が長く、手厚いサービスがなされているといえるが、サービスのあり方については常に留意する必要がある。</p> <p>同事業は平成21年度からスタートしているが、相談件数は平成21年度が374件、平成22年度が350件、平成23年度が250件と年々減少している。</p> <p>認知症発症者やその兆候が見られる者は高齢化の進展で年々増えていると推測されるが、そのような状況で平成23年度は相談件数が大きく減少していることについては、認知症コールセンターの周知の方法に問題があるのか、あるいは、地域包括支援センターなどでも対応可能なケースが増えているのかなど、状況を十分に分析しておく必要がある。</p>	<p>当該事業がスタートして数年が経過したことから、改めて普及・啓発用ポスター及びチラシを作成し、市町村や医療機関、介護保険関係事業所等の関係機関に配布して周知を図り、相談の掘り起こしに努めました。</p> <p>また、地域包括支援センターにおける相談窓口の周知が図られ、当該センターで対応可能な事案が増えていることも、相談件数減少の一因ではないかと考えています。</p> <p>(健康長寿課)</p>
<p>精神障害者地域移行コーディネーター設置事業の収支報告の方法について 【意見】 (P144)</p>	<p>当該事業の契約書(精神障害者地域移行コーディネーター設置等事業委託契約書)は5地域とも同一のフォーマットに従って作成されているが、同契約書の第7条に、委託業務について事業計画書(様式第1号)・収支予算書並びに事業報告書(様式第2号)、収支決算書・精神障害者地域移行コーディネーター等活動報告書を別に定める日までに県に提出し、それぞれ承認及び確認を受けなければならないものとする、との定めがある。</p> <p>契約書に定めのある収支決算書を確認したところ、収支をゼロとしている法人や、実績をそのまま報告していると思われる法人があるが、実績を報告させる必要がある。</p>	<p>事業に係る収支の実態を把握することができるよう、平成25年度の実績報告から、実績をそのまま報告するよう統一します。</p> <p>(健康長寿課)</p>
<p>精神科救急情報センター事業の費用対効果の分析について 【意見】 (P147)</p>	<p>長野県の精神科救急情報センターは24時間体制であるが、都道府県のなかには24時間体制をとっていないところや、精神科救急情報センターそのものを設置していないところもあるなど、その設置状況はまちまちとなっている。</p> <p>長野県は平成23年2月1日より精神科救急情報センターの電話相談時間を24時間、365日に拡大しており、平成23年度の相談件数は前年度の246件から263件増加して509件に達している。相談件数が増加しているのは相談時間を拡大した効果が大きいと推測されるが、その効果が外部者に対して十分に発信されていない印象を受ける。</p> <p>例えば、平成24年度事務事業評価シート(23年度実施事業分)では、精神科救急情報センターは精神科救急医療整備事業の一つとしてその実績が示されているが、同シートでは事業成果・評価として24時間体制で精神医療相談を実施した、と記載されているのみで、24時間体制となったことによる成果や評価については具体的に言及されていない。また、長野県や地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立こころの医療センター駒ヶ根のホームページなども、24時間体制となったことによる成果や評価については特に言及されていない。</p> <p>精神科救急情報センターについて24時間体制をとっている長野県は、手厚いサービスを提供しているといえるが、そのことによる成果と効果を積極的に発信していくことが望ましい。</p>	<p>24時間体制などによるセンター業務の成果や効果については、関係者を集めた会議等で周知を図っているところですが、さらに県のホームページ等を活用した情報発信にも努めてまいります。</p> <p>(健康長寿課)</p>

3. 健康福祉部 障害者支援課

<p>障害者社会参加促進事業（視覚障害者総合支援事業）の契約時における要求業務量の明示等について 【意見】（P155）</p>	<p>委託契約書第6条にて、受託事業者は「障害者社会参加促進事業実施要綱」に基づき委託業務を実施することを求めているのみであり、別途、仕様書等は作成されていない。また、要綱には「②事業内容」に記載するような業務内容が記載されているものの、生活訓練の実施回数や点字・声の広報等の作成部数等といった業務量については、特段、定められていない。このため、受託事業者に対して、「障害者社会参加促進事業実施要綱」に基づいて、どの程度の業務量を求めるのか明確になっていない。</p> <p>今後は、仕様書等において県が求める業務量を事前に設定し、受託事業者側に明示することが望ましい。また、事後的に受託事業者から徴取する事業実施報告書についても、事業実績を評価できるよう、要求業務量ごとの実績を報告する様式とする等、併せて見直すことが望ましい。</p>	<p>平成25年度から仕様書を作成するとともに、各事業の業務量を設定して委託しました。</p> <p>また、事業実績報告書の様式についても、仕様書に基づいた要求業務量を評価することができるように見直しを行いました。</p> <p style="text-align: right;">（障害者支援課）</p>
<p>障害者社会参加促進事業（視覚障害者総合支援事業）の中期的な計画値や目標値等の設定について 【意見】（P155）</p>	<p>当事業は、平成18年度に施行された障害者自立支援法において、都道府県地域生活支援事業における情報支援等事業及び生活訓練等事業に位置付けられている。県においては、「障害者社会参加促進事業実施要綱」において各事業を統合した上で事業を実施してきた。本来、毎年度の委託契約における要求業務量は、中期的な計画値や目標値等に基づいて設定されることが望ましいが、当事業に関する計画値や目標値等は設定されていない。</p> <p>事業の必要性があったとしても十分な予算措置がなされずとは限らないが、必要性の程度を検討し、事業の達成度合いを評価するためにも、3～5年程度を期間とする計画値や目標値等を設定することが望ましい。</p>	<p>目標の設定が可能な業務について、5年間の目標値を設定しました。</p> <p style="text-align: right;">（障害者支援課）</p>
<p>障害者ITサポートセンター運営事業の収支計算書の確実な徴取について 【意見】（P157）</p>	<p>委託契約書第8条にて、受託事業者に収支計算書を含む事業完了報告書の提出を求めている。県は、受託事業者から事業完了報告書の提出を受けたときは、直ちに受託事業者の立会の上でその検査を行い、合格した時は引き渡しを受けるものとし、不合格となったときは、補正の上、提出を求め、再度検査を実施することとしている。</p> <p>しかし、平成23年度分として提出された収支計算書は、収支予算書の標題を「収支決算書」と替えただけのものであり、予算額のみが記載され、決算額については記載欄自体が設けられていないものであった。所管課によれば、収支内容の検査自体は受託事業者に確認した上で適切に行ったとのことであるが、収支実績額を示す収支計算書を徴取しない中で十分な検査が実施可能であったのかは疑問である。</p> <p>契約上、収支計算書を含む事業完了報告書を徴取し、その検査を行うことを明定している以上、当該事業にかかる収支実績額を記載した収支計算書を確実に徴取し検査を実施する必要がある。</p>	<p>委託契約書の収支決算書の様式を変更し、予算と決算を対比することができるように変更しました。</p> <p style="text-align: right;">（障害者支援課）</p>
<p>障害者ITサポートセンター運営事業の収支計算書を徴取する意義の明確化について 【意見】（P159）</p>	<p>確定額で委託契約を締結している場合には精算行為を伴わないことから、受託事業者から提出される収支計算書の内容は、委託料の額に直接影響を与えるものではない。このため、確定額での委託契約では収支計算書を徴取しないものも多い。</p> <p>今後、本件契約において、収支計算書を徴取する意義や必要性の有無を明確にした上で、徴取するのであれば、その趣旨に沿った検査や活用を図ることが望ましい。</p>	<p>収支計算書については、委託事業者の予算執行状況を確認するという側面があるため、事業経費等の参考として徴取しています。</p> <p style="text-align: right;">（障害者支援課）</p>
<p>福祉就労強化事業のより詳細な事業成果の評価について 【意見】（P165）</p>	<p>「長野県工賃倍増5か年計画（平成19年度～23年度）」においては、計画最終年度である平成23年度までに、県全体の事業所等の月額平均工賃を22,000円以上、月額平均工賃3万円以上を達成する事業所等の数を県全体で30か所以上の目標達成を目指すものとしていた。結果的には、達成目標に対する達成率は、平均工賃で59.4%、平均工賃3万円以上の事業所数で13.3%に留まっている。</p> <p>県としては、「長野県工賃倍増5か年計画（平成19年度～23年度）」を総括した上で「長野県工賃向上計画」を策定しており、新たな目標平均工賃の設定方法</p>	<p>経済環境が施設の作業に対してどの程度の影響を与えるかを判断することは、一つの事業所で取り組む作業種類が多いため、統計データを整理することができない状況となっています。</p> <p>ご指摘いただきましたように、圏域ごとの平均工賃を算出し、高低の理由、地域資源との関係、必要な支援等の検討を進めております。</p> <p style="text-align: right;">（障害者支援課）</p>

	<p>等に反映されているとのことであるが、これ以外に平成23年度までの事業成果を総括した文書等は作成されていない。また、「平成24年度事務事業評価シート(23年度実施事業分)」においては、平均工賃が達成目標に届かなかったことを受けて、事業改善(有効性・効率性)の余地があるものと評価しているが、より詳細な分析等は記載されていない。</p> <p>本事業の目的とする民間事業所等の工賃の水準は、経済環境の変化の影響を大きく受けるものであり、その増減が本事業の成果であるのか否かを判断し、翌年度以降の事業の委託契約の内容等に反映するためには、外部環境の分析とともに、各事業所を実施事業やこれまでの取組状況等の別に分類した上で、詳細にその増減要因を分析する必要がある。また、県内の圏域別に達成度合いを評価分析することも重要である。</p> <p>「長野県工賃向上計画」においては、「計画的な取組を着実に実行するため、毎年度、実績と課題の把握を行い、次年度の取組に生かして」いくこととしており、事業所ごとに工賃向上計画の見直しと戦略シートの作成を依頼し、取りまとめることにより進捗管理を行うとしているが、その際には、より詳細に委託事業の成果を分析し評価することが望ましい。</p>	
<p>長野県聴覚障害者情報センター管理運営業務の利用実績の減少要因の分析について 【意見】 (P165)</p>	<p>平成21年度以降の利用者数を見ると、毎年度、ほぼ減少傾向にある。平成21年度実績との比較でみると、平成23年度においては貸出者数で16.5%、閲覧者数で19.8%の減少となっている。</p> <p>県内唯一の聴覚障害者のための情報センターであり、今後、利用実態を見直した上で利用実績の減少要因を分析し、より活用度合を高める方策を検討することが望ましい</p>	<p>利用者や(社福)長野県聴覚障害者協会(指定管理者)の会員へアンケートを実施するなど、利用減少要因を分析し、県内唯一の聴覚障害者のための情報センターとして、ニーズに沿った運営に努めてまいります。 (障害者支援課)</p>
<p>長野県信濃学園管理運営業務の指定管理者を非公募とするこの検討について 【意見】 (P168)</p>	<p>本件においては、平成23年度から平成27年度までの5ヶ年度にわたる複数年度の指定管理期間が設定されている。これは、複数年度の指定管理期間とすることにより、指定管理者が事業の効率性を発揮することを求めるとともに、知的障害児の入所施設であることから、職員と入所利用者の信頼関係が重要であり、短期間で事業者が変更されることを避けるためである。</p> <p>平成28年度以降の次期指定管理期間における指定管理者の選定にあたっては、公募とするか否かは未定であるが、本施設の性質上、非公募とすることに一定の合理性を有するものと言える。今後、公募もしくは非公募とすることのメリット・デメリット等を早期に整理し、非公募とすることの適否を検討することが望ましい。なお、非公募とすることには、指定管理者の適格性をより慎重に評価する枠組みを導入すること等も併せて検討することが望ましい。</p>	<p>指定管理者職員の人材育成や、入所利用者・保護者との信頼関係構築の重要性を踏まえ、公募もしくは非公募とすることのメリット・デメリット等を整理、検討してまいります。 (障害者支援課)</p>
<p>4. 健康福祉部 食品・生活衛生課</p>		
<p>食肉衛生検査所庁舎保安警備業務の契約対象期間の延長等について 【意見】 (P173)</p>	<p>本契約は、一般競争入札により契約相手先を選定した上で、平成22年度から平成24年度までの3年間を期間とする複数年度契約(長期継続契約)を締結している。当該機械警備設備は、昭和58年に導入された総合警備保障(株)製のものであり、飯田、松本及び長野の各食肉衛生検査所においては、過去1度、本体装置の変更がなされているものの、いずれも総合警備保障(株)製の設備である。</p> <p>過去においては他社と契約した時期もあったとのことであるが、一般競争入札の結果、総合警備保障(株)以外の事業者が落札した場合、通常、機械警備設備自体を取り換えることが想定される。しかし、予定価格の積算にあたっては、現有設備を使用することを前提に、設備の取替価額は見込まれておらず、日々の運営コストのみを積算したものとなっている。</p> <p>一般競争入札の形態を採っているが、明らかに競争性の無い入札行為である。平成22年度の入札時には、落札業者以外に1者が応札しているが、応札額は予定価格の5倍程度であった。</p> <p>今後、機械警備設備の耐用年数を前提として複数年度契約の期間を設定するか、もしくは現有設備が利用可能な期間の契約においては、随意契約とする等、事務の効率化を図ることが望ましい。</p>	<p>現在3年間の複数年度契約としていますが、3年を超えて契約期間を設定することができるか、警備機器の耐用年数と競争性を考慮しながら検討してまいります。 (食品・生活衛生課)</p>

<p>犬等収集輸送業務、犬等管理所業務の繁閑に応じた犬等収集輸送計画の策定について</p> <p>【意見】 (P177)</p>	<p>犬等の輸送頭数は時期による繁閑が激しいにも関わらず、各月の収集回数は各コース3～4回程度と一定している。このため、特に輸送頭数の少ない1～3月には1回当たり収集と数が3頭を切る水準にある。保健福祉事務所等における一時保管スペースや死亡犬ねこ保管用冷蔵庫の容量等の問題から、収集頭数が少なくとも一定の収集回数が必要であるとのことであるが、1回当たり収集頭数の差は最大で10倍以上となる。本委託契約は回数を基準とする単価契約であるため、収集予定回数の増加は委託料の増額に直結する。このため、収集頭数の実績に応じ、より収集頭数の多寡に応じた収集予定回数とする必要がある。</p> <p>なお、平成24年度の契約においては、処分頭数が最も少なかった北信犬等管理所を廃止し、さらに犬等収集輸送コースについても北信コースと中信コースを統合するとともに、各コースの年間収集予定回数を年間36回に減少させている。これにより年間の収集予定回数は108回となり、平成23年度の収集頭数を仮定した場合、年間の1回当たり収集頭数は18.2頭と70.0%増加するとともに、収集頭数の少ない2～3月の収集予定回数を減少させており、この点は評価できる。</p> <p>ただし、それでも最も少ない1回当たり収集頭数は4頭程度(1月)に留まることが想定される。保健福祉事務所等における一時保管スペース等の関係上、2週間に1回は収集する必要があるとのことであるが、収集頭数自体が減少傾向にあることから、今後も、一時保管スペースの確保等も併せて、より効率的な収集回数とするよう継続的に見直しを行う必要がある。</p>	<p>犬猫の処分頭数の減少に伴い、平成27年度から、処分施設である犬等管理所を3か所から2か所に集約する予定です。また、今後の処分頭数の動向を考慮しながら、収集回数を減らしていくよう検討してまいります。</p> <p>(食品・生活衛生課)</p>
<p>犬等収集輸送業務、犬等管理所業務の犬等収集輸送業務の競争促進策について</p> <p>【意見】 (P180)</p>	<p>現在、犬等収集輸送業務は毎年度一般競争入札を行っているが、その際、収集輸送に使用する自動車は、特別な仕様の車両を受託業者が準備することとされている。</p> <p>収集輸送に使用する車両が仕様書に定められているため、応札業者は、入札に際して、特別仕様の車両を所有もしくは契約開始前までに準備できる状態にある必要がある。特に、車両の運転操作への習熟期間等を考えると、入札行為から契約開始まで20日程度であるため、応札時には当該車両を購入していることが実質的に求められているものと言える。</p> <p>長野県によれば、類似の車両を新規に購入するためには9百万円程度が必要とのことであるが、その車両購入費用が実質的に応札条件となり、応札をためらわせている虞れがある。</p> <p>このような特別仕様の車両の必要性を再度検討するとともに、例えば、愛媛県のように(愛媛県動物愛護センター回収・管理業務委託契約)、県が車両を購入した上で受託業者へ貸与する方式を採用すること等により、実質的な応札条件を緩和し競争性を促進する方策を検討することが望ましい。</p>	<p>犬猫の処分頭数の減少により、1回あたりの収集輸送頭数が少なくなってきたことから、安全性と迅速性を考慮しながら、収集輸送車の仕様を簡易なものへ変更し、他業者も参入することができるよう検討してまいります。</p> <p>(食品・生活衛生課)</p>
<p>5. 商工労働部 産業政策課</p>		
<p>地域資源活用・農工商等連携メイクアップ事業の雇用の継続性について</p> <p>【意見】 (P186)</p>	<p>本事業はふるさと雇用再生特別基金を活用した事業で、平成23年度で終了となった。ふるさと雇用再生特別基金の対象となる「地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される事業」であったといえるかどうか、課題である。</p> <p>本事業の事業終了後の雇用創出効果について、県より「雇用の創出・拡大につながっている」とのコメントを得ることができたが、県全体として正式に、事業終了後の雇用創出効果についての調査や評価は行っていない。事業終了後も雇用機会が継続されたか、雇用が創出されたかについて、県として正式に調査を行い、ミクロ的・マクロ的な分析を行って、今後の事業実施に役立てることも必要と考える。</p>	<p>現在、国において、事業終了後の雇用の状況について調査を行うとともに、平成26年4月から重点分野雇用創出事業のフォローアップ調査を実施することになっています。</p> <p>この調査を踏まえて、市町村を含めた事業の効果を高めてまいります。</p> <p>(産業政策課)</p>

<p>アジア圏市場展開戦略ビルドアップ支援事業の雇用の継続性の検証について 【意見】 (P188)</p>	<p>平成22年度から県内企業の海外進出支援をテーマとして、毎年その内容を発展させながら事業を行っており、平成24年度も同じテーマの事業を経営支援課で継続して行っている。</p> <p>県としては、支援員は毎年変更しているものの、事業実施団体の(財)長野県テクノ財団の正規職員は継続して事業に関与しているほか、平成22年度及び23年度の新規雇用従業員は、各事業終了後、(財)長野県テクノ財団のスタッフとして雇用している等、事業遂行の過程で携わった各種ノウハウを内部において共有する体制が整っているとしており、一定の評価ができる。</p> <p>他方、県全体として、正式に、事業終了後の雇用継続についての調査や評価は行っていない(一部所管課が実施している場合もある)。事業終了後も雇用機会が継続されたか、その後の調査を行って確認することにより、基金事業の成果を検討する必要があると考える。</p>	<p>現在、国において、事業終了後の雇用の状況について調査を行うとともに、平成26年4月から重点分野雇用創出事業のフォローアップ調査を実施することになっております。</p> <p>これらの調査を踏まえて、市町村を含めた事業の効果を高めてまいります。</p> <p>(産業政策課)</p>
<p>アジア圏市場展開戦略ビルドアップ支援事業の有効性の評価について 【意見】 (P189)</p>	<p>同じテーマで年々発展している1つの継続したプログラムとしての性格をもつ事業でありながら、それぞれ別個の事業として扱われており、事業の有効性を評価する際に、事業の連続性が判りづらいという点が課題である。</p> <p>本事業のように一つのテーマにそって事業を発展させていく場合は単年度の事業とするのではなく、テーマに基づいて事業を展開できるように継続事業とした方が、効率的かつ有効的に事業を行えると考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、今後、類似事業を複数年計画で展開する場合は、継続事業としてまいります。</p> <p>(産業政策課)</p>
<p>6. 商工労働部 経営支援課</p>		
<p>商店街元気印サポーター設置業務の基金の評価について 【意見】 (P195)</p>	<p>本事業は平成23年度で終了となり、雇用機会の創出に貢献したものの、事業終了後の継続雇用には結び付かなかった。県においても調査を実施しているが、ふるさと雇用再生特別基金事業で創出された雇用のどの位の割合が、事業終了後も雇用機会が継続されたか分析を行い、今後の事業実施に役立てることも必要と考える。</p>	<p>現在、国において、事業終了後の雇用の状況について調査を行うことになっております。</p> <p>この調査を踏まえて、市町村を含めた事業の効果を高めてまいります。</p> <p>(経営支援課)</p>
<p>街なか創業塾設置モデル事業の件費について 【意見】 (P197)</p>	<p>本事業では新規雇用者のうち1名が11月に退職したが、退職後の求人に対して適当な人材の応募がなかったため、残る期間は当初計画より少ない人員で業務を実施したものである。他方、雇用者への時間外勤務手当の支給が遅れており、その事務処理には問題があるとする。本事業はふるさと雇用再生特別基金を活用して実施されたものであり、基金事業には委託費の50%以上を件費に充てるという努力目標があるが、それを形式的に達成するために調整したのではないかという疑問を抱かれないためには、県としてどのような指導監督を行ったのか、明確な記録を残しておくことが望まれる。</p>	<p>時間外勤務手当については、本来事実発生後速やかに支給すべきところですが、受託者側から支給遅延にかかる理由書の提出があったことから認めるところです。</p> <p>なお、事実確認は現地検査において出勤簿・タイムカード等で行っており、受託者に対しても事実発生の際の速やかな報告の徹底や労働基準法の遵守について指導したところです。</p> <p>今後は、業務に疑問を抱かれないよう指導を徹底します。</p> <p>(経営支援課)</p>
<p>商店街元気印サポーター設置業務のふるさと雇用再生特別基金事業における雇用の継続性の検証 【意見】 (P198)</p>	<p>本事業は平成23年度で終了となり、雇用機会の創出に貢献したものの、事業終了後の継続雇用には結び付かなかった。県においても調査を実施しているが、ふるさと雇用再生特別基金事業で創出された雇用のどの位の割合が事業終了後も雇用機会が継続されたか分析を行い、今後の事業実施に役立てることも必要と考える。</p>	<p>現在、国において、事業終了後の雇用の状況について調査を行うことになっております。</p> <p>この調査を踏まえて、市町村を含めた事業の効果を高めてまいります。</p> <p>(経営支援課)</p>
<p>商店街実態調査の収支実績報告について 【意見】 (P200)</p>	<p>本事業経費の実績は、新規雇用者の件費は契約時の予定額を上回っているが、経費総額は契約額と一致している。県によれば、経費内訳書の確認は件費の額が基金要件を満たしているかを主な着眼点としており、全ての収支内容が事業者の会計帳簿と一致しているかの検討は対象となっていないようである。</p> <p>本件では、委託契約書上、収支実績の報告を契約要件としているのであるから、県としても、収支報告書の意義を検討する必要がある。</p>	<p>ふるさと雇用再生特別基金事業に基づく収支実績の報告は、当該事業において件費が基金要件を満たしているかの確認を主目的としております。</p> <p>今後も、委託業務が適切に執行されるよう、検査を実施してまいります。</p> <p>(経営支援課)</p>

<p>販路開拓推進事業の事業評価について 【意見】 (P202)</p>	<p>本事業単独での評価ではなく、他の事業とまとめた評価であるため、各事業の成果や実績が判りづらく、事業評価と個々の事業の成果の関係が判りづらい。 上位のプログラムの中の1つの事業の場合、個々の事業のプログラムにおける位置づけを明らかにして個別事業の評価を行った上で、プログラム全体の評価を行うと、事業の有用性、有効性の評価がより行いやすいと考える。</p>	<p>個別事業と全体事業との位置づけを図示して明確化するとともに、相談対応件数や施策反映状況等を勘案した事業評価を行いました。 (経営支援課)</p>
<p>長野県経営品質向上促進事業の事業の効果について 【意見】 (P204)</p>	<p>「日本経営品質賞」の地方版は全国で30以上あり、県でも「長野県経営品質賞」の設立が待ち望まれていた。しかし、平成22年度は応募者数、受賞者数ともに1社、平成23年度は応募者数、受賞者数ともに2社である。受賞する可能性の高い企業が応募するため応募者数が少ないとのことであるが、一層の制度の活用が望まれる。</p>	<p>平成25年度に長野県知事賞を創設して、県内企業の取組意欲の向上を図るなど、実施団体と連携し、制度の活用促進に努めています。 (経営支援課)</p>
<p>インターネット活用型販売促進支援事業の競争性の確保について 【意見】 (P206)</p>	<p>プロポーザル方式が不調であったとのことだが、業務を分割するなどして、応募しやすいよう事業を設計することも検討すべきと考える。</p>	<p>業務の効率性を図るため、各業務を統合した仕様設計としましたが、御意見のとおり、今後、類似事業を実施する際は、事業者が応募しやすい設計を検討してまいります。 (経営支援課)</p>
<p>インターネット活用型販売促進支援事業のふるさと雇用再生特別基金事業における雇用の継続性の検証について 【意見】 (P206)</p>	<p>本事業は平成23年度で終了となり、雇用機会の創出に貢献したものの、事業終了後の継続雇用に結び付かなかった。県においても、雇用状況の調査を実施しているが、基金の趣旨に基づき、ふるさと雇用再生特別基金事業で創出された雇用のどの位の割合が、事業終了後も雇用機会が継続されたかについて分析を行い今後の事業実施に役立てることも必要と考える。</p>	<p>現在、国において、事業終了後の雇用の状況について調査を行うことになっております。 この調査を踏まえて、市町村を含めた事業の効果を高めてまいります。 (経営支援課)</p>
<p>7. 商工労働部 ものづくり振興課</p>		
<p>中小企業環境対応強化支援事業の1者応募について 【意見】 (P210)</p>	<p>本事業はプロポーザル方式によって委託先を決定している。プロポーザル方式を導入していることは競争性の確保の観点から評価できる。一方、実際には平成21年から23年までの3年間はいずれも応募団体は1者のみとなり競争性が確保されたかについては疑問の余地がある。 本事業は、ふるさと雇用再生特別基金を活用した3年間の事業であるが、今後1者応募でしかも同じ者との契約となった理由をフォローする必要がある。</p>	<p>当該事業は、平成23年度で終了していますが、応募団体が1者のみであった理由は、本委託事業の特殊性から、県内には他に実施可能な機関等がわずかであったためと考えています。 同様にプロポーザル方式をとる25年度実施の別事業においては、2者の応募がありました。 (ものづくり振興課)</p>
<p>中小企業環境対応強化支援事業のプロポーザル方式に関する規程の必要性について 【意見】 (P211)</p>	<p>本事業はプロポーザル方式によって委託先を決定している。プロポーザル方式を導入していることは競争性の確保の観点から評価できる。一方、実際には平成21年から23年までの3年間はいずれも応募団体は1者のみとなり競争性が確保されたかについては疑問の余地がある。 本事業は、ふるさと雇用再生特別基金を活用した3年間の事業であるが、今後1者応募でしかも同じ者との契約となった理由をフォローする必要がある。</p>	<p>平成26年4月に設置が予定されている契約所管組織において、統一的な指針等の作成が検討される予定です。 (ものづくり振興課)</p>
<p>中小企業環境対応強化支援事業の公告期間の十分な確保について 【意見】 (P211)</p>	<p>本事業では、プレスリリース及び募集要項の公告から参加申込書提出期限までは、それぞれ12日、10日となっている。長野県財務規則第122条を準用すると特に問題はないが、本来十分な公告期間を設けるためには、1ヶ月程度、最低でも2週間(14日間)は必要であったと思われる。 プロポーザル方式に関する規程を設ける際には、公告期間に関する項目を規定することが必要になる。</p>	<p>当該事業は平成23年度で終了していますが、同様にプロポーザル方式をとる平成25年度実施の別事業において、公告期間を15日間としました。 プロポーザル方式に関する規程については、「中小企業環境対応強化支援事業のプロポーザル方式に関する規程の必要性について」の項目に記した内容と同様です。 (ものづくり振興課)</p>
<p>中小企業環境対応強化支援事業の審査委員会について 【意見】 (P211)</p>	<p>本事業の審査会審査委員会の構成メンバーは、全てものづくり振興課関係者である。また、事業計画には申請者の機密情報が含まれており、外部に漏れると申請者が不利益を被る場合があるため、審査を非公表としている。 審査審査委員会の構成メンバーが全てものづくり振興課となっている点と、審査委員が3名である点は改善の余地がある。審査の客観性を確保する意味においても、審査委員には所管部署以外も加える必要がある。さらに、審査委員は最低5名程度必要であると思われる。 審査委員の構成、人数についても、プロポーザル方式に関する規程を設ける際には、項目を規定することが必要になる。</p>	<p>当該事業は平成23年度で終了していますが、同様にプロポーザル方式をとる平成25年度実施の別事業において、ものづくり振興課以外の委員2名を加え5名による審査を実施しました。 プロポーザル方式に関する規程については、「中小企業環境対応強化支援事業のプロポーザル方式に関する規程の必要性について」の項目に記した内容と同様です。 (ものづくり振興課)</p>

<p>中小企業環境対応強化支援事業の総括とP D C Aサイクルについて 【意見】 (P 212)</p>	<p>平成21年度から平成23年度までの3年間において本事業を実施しているが、本来であれば毎年度P D C Aサイクルを踏まえステップアップすることが求められる。 県としては、P D C Aサイクルに基づく検討がなされていなかったことなど、3年間の事業を総括した上で、ふるさと雇用再生特別基金の目的でもある地域における継続的な雇用機会の創出ができなかった理由を検討する必要がある。</p>	<p>当該事業は平成23年度で終了していますが、同様にプロポーザル方式をとる平成25年度実施の別事業において、P D C Aサイクルに基づく検討を実施し、前年度における反省点の改善を図りました。 (ものづくり振興課)</p>
<p>中小企業環境対応強化支援事業のふるさと雇用再生特別基金との関係について 【意見】 (P 212)</p>	<p>本事業の主体は県であるが、一方ふるさと雇用再生特別基金事業(厚生労働省)でもある。本来は事業終了後においても継続的な雇用機会が維持されることが目的であるが、実際には本事業へ雇用した人員(2名)は、事業終了後継続雇用はされていない。継続雇用に結びつかなかった理由については十分総括する必要がある。</p>	<p>当該委託事業実施機関における直接の継続雇用には結び付きませんでした。本事業の経験によって、県内企業への雇用に結びついた例もあります。 (ものづくり振興課)</p>
<p>中小企業環境対応強化支援事業の活動実績と月次報告の差異について 【意見】 (P 213)</p>	<p>年間の活動実績の報告と月次報告の数値に差異が生じている。理由は年間の活動実績が20日締め(環境アドバイザーの給料締めが毎月20日のため)である一方、月次報告は月末までのまとめとなっているための差異となっている。 年間の活動実績の報告と月次報告の数値との差異の内容の整合性は図る必要がある。また、年間の活動実績についても月次報告と同様に月末までの集計で作成し直し提出させることも検討の余地がある。</p>	<p>当該事業は平成23年度で終了しており、現在、同様の報告を求める事業は実施していませんが、今後、同様の事業を実施する際には、記載方法を統一します。 (ものづくり振興課)</p>
<p>産学官連携拠点スタートアップ事業のふるさと雇用再生特別基金との関係について 【意見】 (P 215)</p>	<p>本事業で雇用した内の2名が国の提案公募事業(地域イノベーション戦略支援プログラム)を獲得したことにより、平成23年9月から長野県テクノ財団で継続雇用、さらに本事業終了後に他の4名が同財団で継続雇用となっている。また、事業の継続という意味においても、平成24年度の新規事業として「次世代リーディング産業創出支援事業」へと繋がっている。以上の点は評価できる。今後も事業の継続・発展に向けた取組の継続が求められる。</p>	<p>現在も、産学官連携によるプロジェクトの企画、立上げ、運営支援を継続的に実施し、当事業の成果を発展させる取組を行っています。 (ものづくり振興課)</p>
<p>産学官連携拠点スタートアップ事業の事業評価について 【意見】 (P 215)</p>	<p>一方、産学官連携拠点スタートアップ事業自体の事業評価が具体的に見えない。今後の事業の継続・発展のためにも、事業の統括が必要と考える。</p>	<p>御指摘を踏まえ、事業評価を行いました。 (ものづくり振興課)</p>
<p>8. 商工労働部 労働雇用課</p>		
<p>就業支援統合システム開発導入業務の人員費割合について 【意見】 (P 219)</p>	<p>「就業支援統合システム開発導入業務仕様書」によると、業務実施に必要な要件として、「(2)委託料(事業費)に占める新規雇用する人員費割合が2分の1以上であることを要件とする。」と記載されている。しかし本件では、新規雇用の失業者に係る人員費は委託契約金額の2分の1に達していない。 厚生労働省の緊急雇用創出事業実施要領によると、新規雇用の失業者に係る人員費の要件は県が作成する年度ごとのそれぞれの事業計画全体として判断されることとして、必ずしも個々の事業の要件とはなっていないので基金の視点からは問題はないといえる。 県としても人員費割合50%以上は努力目標としていたが、求めるスキルの人材が採用できなかったため、結果的には、仕様書に記載の要件が一部履行できなかった。 監査人は、県が進捗管理を行っていた事実を確認することはできたが、検査調書において「委託業務が契約通り適正に執行されていた」と所見するのではなく、当該事実を記載した上で、委託業者に対して何らかの対処を行う必要があったと思われる。</p>	<p>本委託業務では、緊急雇用創出事業実施要領に基づく失業者の新規雇用について、ハローワークでの求人により募集を行いました。委託業務で求められるスキルを持った人材を採用することができなかったため、人員費割合50%という努力目標を達成することができませんでした。 今後については、委託業務の履行期間内に、努力目標を達成するための対処方法について協議をしております。 検査調書には、検査所見に必要なと考えられる協議があった場合には、その事実を記載します。 (労働雇用課)</p>
<p>就業支援統合システム開発導入業務の1者応札について 【意見】 (P 220)</p>	<p>本業務は競争性を確保するため一般競争入札となっているが、結果的に1者応札となっている。今後のために1者応札の理由を分析した上で、1)同様の案件の場合の仕様書の見直し、2)業務準備期間の今以上の十分な確保、3)公告期間の延長、4)公告周知方法の改善などの検討をすることが望まれる。 なお、上記の検討を行った結果でも1者応札となることが確実な場合は、真に随意契約がやむを得ない案件として随意契約への移行も検討すべきと考える。</p>	<p>御意見のとおり、検討してまいります。 (労働雇用課)</p>

<p>長野県緊急求職者サポートセンター運営業務の1者応募について 【意見】 (P 223)</p>	<p>本事業はプロポーザル方式によって委託先を決定している。公募によるプロポーザル方式を採用した理由としては、最近の雇用失業情勢に関する幅広い知見と、労働者等の就職・能力開発・生活安定の支援等に関する実務経験が求められ、業務内容及び実施方法について、具体的な提案を募る必要があるためである。 本委託事業についてプロポーザル方式を導入していることは競争性の確保の観点から評価できる。しかし、平成21年度から23年度までの3年間はいずれも応募団体は1者のみとなっており、競争性が確保されたかについては疑問の余地がある。 1者応募でしかも実質的に同じ者との契約となった理由をフォローすることにより今後の事業に活かす必要がある。具体的には、説明会に出席した者(平成23年度は2者が参加)に対して辞退理由を確認して、今後の競争性確保に活かすことなどである。</p>	<p>平成25年度中にプロポーザル方式によって委託先を決定する業務委託に関しては、プロポーザル参加者が辞退をする際には、競争性の確保に活かすことができるように、辞退理由を確認しました。 (労働雇用課)</p>
<p>長野県緊急求職者サポートセンター運営業務のプロポーザル方式に関する規程の必要性について 【意見】 (P 223)</p>	<p>本事業ではプロポーザル方式の実施方法についてはある程度規定しているが、本来であれば県全体でのプロポーザル方式の指針となる規程(ガイドライン)が必要である。この規程では、プロポーザル方式の定義、目的の他、1)実施手順、2)参加資格、3)審査委員会について、4)評価方法 などについて規定することになる。</p>	<p>平成26年4月に設置が予定されている契約所管組織において、統一的な指針等の作成が検討される予定であるため、その検討結果を踏まえることとします。 (労働雇用課)</p>
<p>長野県緊急求職者サポートセンター運営業務の広告期間の十分な確保について 【意見】 (P 223)</p>	<p>本事業においては、募集開始から参加申込書提出期限までは、11日となっている。これは、長野県財務規則第122条を準用したと思われる。ただし、本来十分な公告期間を設けるためには、1ヶ月程度、最低でも2週間(14日間)は必要であったと思われる。説明会の開催から提案書の提出期限までは4日であり、提案書作成に要する日数としては十分とは言えない。 プロポーザル方式に関する公告期間についても、プロポーザル方式に関する規定を設ける際には、項目を規定することが必要になる。</p>	<p>平成26年4月に設置が予定されている契約所管組織において、統一的な指針等の作成が検討される予定であるため、その検討結果を踏まえることとします。 (労働雇用課)</p>
<p>長野県緊急求職者サポートセンター運営業務の審査委員会について 【意見】 (P 224)</p>	<p>本事業の審査委員会については、当初の審査方法では複数者が申込みを行うことを前提に評価点が最も高い提案者を委託候補者に選定するとしていたが、説明会に参加した2者の内1者が辞退し1者のみの選定となったことを受け、基準点を設けた上で選考委員の過半数が基準点を満たす得点となった場合に委託候補者とする選定に変更されている。このように審査方法を変更したことは評価ができる。一方、評価方法は項目ごとに3段階の評価点となっているが、ある程度厳密に評価するためには5段階程度の評価点とする必要があったと思われる。</p>	<p>平成25年度に行ったプロポーザル方式による審査については、全て5段階の評価としました。 (労働雇用課)</p>
<p>新卒未就職者等人材育成事業の事業成果について 【意見】 (P 227)</p>	<p>本事業で支援対象とする人数は133名となっている。実際の雇用予定人数は109名なので、約82%となっている。これに対して、実際に雇用した人数は53名、翌年度に正規雇用に移行した人数は35名とその率は下がっていく。県としては、本事業の成果として本事業で支援対象とする人数に対してどの程度の人数が正規雇用へ移行することを目指すのか明確にし、緊急雇用創出事業が終了する平成25年度以降に県としてどのような方針とするか明確にする必要がある。また、高校におけるキャリア教育との連携を深めることを検討することも望まれる。</p>	<p>平成25年度については、本事業で支援対象とする人数を76名として、そのうちの70%の方を正規雇用に移行することを目標とし、業務委託契約の仕様で明確にしました。 また、高校におけるキャリア教育との連携を深めることについては、既に毎年開催している高校就職問題検討会議での検討も含めて、必要な施策の実施に向けて連携をしてまいります。 (労働雇用課)</p>
<p>パーソナル・サポート・モデル事業の今後の方針について 【意見】 (P 229)</p>	<p>本事業は国のパーソナル・サポート・モデルプロジェクトである。平成23年度に引き続いて平成24年度においても予算額約91百万円で継続している。平成24年度までの事業の成果をどのように判断し、今後の事業に継続していくかについて検討が必要である。</p>	<p>モデル事業の実績・成果を反映した新たな生活困窮者支援制度が創設され、本格的な事業の実施が平成27年度から予定されています。 これまでの取組のノウハウを活かし、効果的な事業実施に取り組んでまいります。 *生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号) (労働雇用課)</p>

<p>UIターン人材発掘事業の収支報告書の内容について 【意見】 (P231)</p>	<p>委託契約書によると、受託者が業務を完了した際には、業務完了報告書に加え、収支決算書と雇用実績報告書を県へ提出することになっている(委託契約書第12条第2項)。 本契約は、確定契約であり収支決算書の内容が契約金額に影響を与えることはないが、それにもかかわらず県が受託者に収支決算書を提出させる理由は、業務の具体的な内容を把握し、次年度以降も委託事業を継続した場合に予算を積算する際に参考にするためと思われる。一方、実際の収支決算書は収支均衡であり上記の目的を果たすものとはなっていない。 県としては、たとえ収支均衡とならなくても実際にかかった支出を計上するように指導することが望ましい。</p>	<p>平成25年度の委託契約は概算契約として、支出については、実際にかかった経費を計上するように契約を見直しました。 (労働雇用課)</p>
<p>UIターン人材発掘事業の県民協働による事業改善制度の意見の反映について 【意見】 (P231)</p>	<p>県は、県民と協働で事務事業の点検を行う「県民協働による事業改善制度」を平成25年度から本格的に運用することとし、あらかじめ運営上の課題を確認して制度設計に反映するため、平成24年度において試行している。具体的には、有識者と県政モニターが参加し、抽出した事業について点検を行うもので、平成24年12月8日に実施しているが、対象事業の1つに本事業が含まれている。 本事業は、緊急雇用創出事業基金を活用した事業であるが、当該基金が終了した後についても、上記点検結果を反映しつつ事業の在り方を検討することが望ましい。</p>	<p>「県民協働による事業改善制度」試行事業(平成24年12月8日実施)の点検結果で出された県政モニターの意見(Uターン希望者に対し、県の中小企業のPRを積極的に行う事業の実施)を取り入れ、25年度内に県内中小企業の求人情報等を含めた企業情報を掲載するWebサイトを立ち上げます。 (26年2月14日開設) また、有識者から出された意見(県内大学等で学ぶ県外出身学生への働きかけ)を26年度事業に反映し、県外大学等に就学している学生だけでなく、県内大学等に就学している学生に対しても、就職情報の提供を行います。 (労働雇用課)</p>
<p>9. 現地機関(地方事務所、保健福祉事務所)</p>		
<p>複数年契約の見直しの必要性(合同庁舎の施設管理等)について 【意見】 (P240)</p>	<p>合同庁舎の施設管理(清掃・設備管理、エレベーター保守等)の業務委託は、一般競争入札により単年度契約としている。単年度契約には、年度末に入札のための事務が集中して事務負担が大きくなるという問題や、受託業者が変更する際には業務の引き継ぎ問題が発生する場合がある。 契約事務の効率化、委託業務の効率的な遂行のため、複数年契約を検討する必要があると考える。 また、将来的に施設管理などで複数年契約が可能となった場合、契約事務を効率化するため、現在のように施設管理業務を細分化して発注することは競争性を確保するためには必要であるが、他方、施設管理業務の全体を一括してプロポーザル方式等で調達することも検討すべきと考える。</p>	<p>平成25年度から、合同庁舎の施設管理業務委託のうち、警備業務については2か年、電話交換・受付業務については3か年の複数年契約を導入しました。 今後は、複数年契約の状況を検証し、清掃・設備管理業務等を含めた施設管理業務全体の一括契約(プロポーザル方式等)についても検討してまいります。 (財産活用課)</p>
<p>サービス水準の統一化の検討(合同庁舎の施設管理等)について 【意見】 (P240)</p>	<p>現在、合同庁舎の施設管理については、各地方事務所が契約事務を行っている。施設管理(清掃、警備、電話交換)については、本庁において、平成24年度に積算方法の統一化を行い、平成25年度には仕様書(サービス水準)の統一化を計画している。 今後も、サービス水準の見直し、契約事務の効率化を検討すべきと考える。</p>	<p>県の施設管理(清掃・警備・電話交換等)に関し、平成24年度に積算・仕様書の統一化を行っております。 県庁舎及び合同庁舎においては、サービス水準の評価、検証を進める中で仕様書の条件の見直しを行っております。 (財産活用課)</p>
<p>広域的な契約の検討(合同庁舎の施設管理等)について 【意見】 (P240)</p>	<p>スケールメリットによる経費削減及び事務の効率化のため、近隣で委託内容が類似している合同庁舎や単独庁舎について広域的な契約(例:北信エリア全体での契約)が可能となるような仕組みを検討することも必要と考える。</p>	<p>平成25年度において、県庁周辺(4庁舎)及び飯田合同庁舎周辺(2庁舎)において、警備業務及び廃棄物処理委託等の広域的な一括契約を実施しました。 今後も、可能な業務を選定し、広域的な契約の拡大を検討してまいります。 (財産活用課)</p>
<p>1者応札の改善対策(合同庁舎の施設管理等)について 【意見】 (P240)</p>	<p>合同庁舎の施設管理の中には、一般競争入札により契約を行っていても、1者応札の場合がある。少しでも競争性を確保するため、1者応札解消の努力が必要と考える。具体的には、1)仕様書の見直し、2)公告期間の見直し、3)契約期間の見直しなどである。 また、1者応札が続くようであれば、一般競争入札を行うメリットはないため、業務の内容、仕様、地域事情等を考慮した上、複数年契約等を検討する余地があると考えます。</p>	<p>競争性が確保されるよう、業務の仕様書等の見直しや複数年契約の可否について検討してまいります。 (財産活用課)</p>

<p>職員宿舎の管理方法の検討(北信地方事務所)について 【意見】 (P240)</p>	<p>職員宿舎の管理は、松本地方事務所では長野県住宅供給公社に管理委託しているが、北信地方事務所では直営で管理している。北信地方事務所の職員宿舎入居率は66%で、他の地方事務所と比べて低い状況であり、管理戸数は66戸(独身用33戸)と多くはない。 職員宿舎が本当に必要なか再考し、継続するなら職員宿舎活用の改善策の検討を行うべきと考える。 入居率の低い職員宿舎を直営管理する場合、効率性が課題となる。北信地方事務所の職員宿舎管理方法については、引き続き検討が必要である。</p>	<p>平成25年2月に策定した職員宿舎の基本方針において、今後維持する職員宿舎の保有目的を明確化し、目的以外の宿舎は廃止としました。 25年度において、職員宿舎を適正な管理戸数にしていくための実行計画の策定や長期修繕計画等の検討を進めてまいります。 引き続き、管理運営方法等の見直しや維持管理の更なる効率化を進めるため、適正な管理・活用を図るとともに、職員宿舎の効率的な運用を図る観点から、教育職員、警察職員、一般職員等の入居区分をなくし、一層の相互利用を進めてまいります。 (職員課)</p>
<p>県営住宅の管理方法の検討(北信地方事務所)について 【意見】 (P241)</p>	<p>県営住宅の管理は、松本地方事務所では長野県住宅供給公社に管理委託しているが、北信地方事務所では直営で管理している。北信地方事務所は技術職員のみで管理運営しているため、家賃の滞納整理など不慣れな点もある。 契約事務等の管理事務について、他の地方事務所との統一を検討するなど、北信地方事務所の県営住宅管理方法については、引き続き検討が必要である。</p>	<p>県営住宅の管理業務については、昭和53年から長野県住宅供給公社への管理委託を開始しましたが、平成18年度からは家賃徴収等の新たな業務を加えた上で、同公社を指定管理者とする管理に移行し、さらに、21年度からは公営住宅法改正により導入された管理代行制度により同公社に管理委託をしています。 委託区域は順次拡大し、25年度において、佐久、上小、諏訪、上伊那、松本、長野の6地域で実施しています。他の地域については、県営住宅の管理戸数が比較的少なく、効率的な業務執行が難しいなど、管理代行のメリットが生かせないことから、拡大するには至っていません。 家賃滞納整理や管理業務に係る契約事務についても委託業務の範囲であるので、これら未導入地域については、今後、市町村営住宅の管理委託の導入に併せて、県営住宅の委託の拡大を検討してまいります。 (住宅課)</p>
<p>アレチウリ等外来植物対策事業(緊急雇用創出基金事業)の必要性について(松本地方事務所、北信地方事務所) 【意見】 (P241)</p>	<p>従来、アレチウリ等の外来植物は、地元のボランティア等により駆除してきたが、平成23年度は、松本地方事務所、北信地方事務所とも、緊急雇用創出基金を活用して、アレチウリ等外来植物を駆除する事業を行った。 緊急雇用創出基金を活用したことで、雇用に対する一定の効果をあげたとのことであるが、毎年繁殖して駆除しなければならず、平成24年度は予算がつかなかったため、地元のボランティアや職員が作業している。 そもそも県が税金を投入して行う事業として、必要性があったのか疑問である。</p>	<p>本事業は、水辺の生態系を攪(かく)乱するアレチウリ等外来植物を駆除する地域の活動を支援し、水環境保全の推進を図ることを目的とし、県管理河川とその周辺を対象に、6～10月の長期間にわたって集中的に駆除するため、緊急雇用創出基金を活用して行った事業です。 アレチウリ等の駆除活動は、住民のボランティアなど地域活動を中心として取り組んできましたが、繁殖力が旺盛で、生育範囲が拡大していることなどから、市町村や駆除活動実施団体から県に対して支援を望む声が出ていました。 緊急雇用創出基金を活用した本事業により、これまで駆除がなされなかった、又は不十分であった箇所でも駆除が進むなど改善が見られたことから、外部委託による駆除活動は、平成23年度をもって終了しました。 (水大気環境課)</p>
<p>プロポーザル方式における1者応札(北信保健福祉事務所)について 【意見】 (P241)</p>	<p>北信保健福祉事務所の障害児等療育支援事業は、プロポーザル方式により委託しているが、参加者数は1者である。プロポーザル方式で1者応札は通常想定していない事態だが、北信管内では現在、他に受託できる能力がある法人が見当たらないとのことである。今後は事業者の掘り起こしが課題であると考えられる。</p>	<p>平成25年度の入札において、現受託者以外で、指定事業等の参加要件を満たす事業者2者に当該事業の説明をし、応札を打診しました。しかし、両者とも現在の自社事業のみで手一杯であり、難しいとの回答でした。 今後、引き続き両事業者にも情報提供していくとともに、指定事業新規参入希望事業者についても、事業開始の相談がある際に当事業についての情報提供をしてまいります。 (北信保健福祉事務所)</p>
<p>10. 指定管理者となっている外郭団体の業務委託</p>		
<p>財団法人長野県文化振興事業団の委託契約事務への本部の関与について 【意見】 (P245)</p>	<p>財団法人長野県文化振興事業団では、委託予定額が一定の金額以上の業務に係る業者等の選定に関する事務を除き、予定価格の積算や入札の実施といった委託契約に関する事務を、事務処理規程に基づき各施設に委任している。 各施設では当該施設の実情を熟知している反面、予定価格の積算方法や単価等について他の施設の状況を把握することができないため、割高な予定価格となってしまう危険がある。 各施設の規模や条件等に違いはあるものの、全ての施設の情報を把握することが可能な本部において、各施設の予定価格の積算方法を比較して割高な契約が行われていないか検証することが望ましい。 特に、清掃業務等各施設で類似の業務を委託しているものについては、各施設の規模や条件等に違いはあるが、比較検証が必要である。</p>	<p>構造的・機能的に類似した文化会館の清掃業務委託について、各館予定価格の積算方法の比較検証を行う会議を平成26年1月に開催し、人件費の採用単価の統一を図りました。 (生活文化課)</p>

<p>社会福祉法人長野県社会福祉事業団の障害者スポーツ支援センター駒ヶ根プール管理業務の予定価格算定について 【意見】 (P 249)</p>	<p>障害者スポーツ支援センター駒ヶ根プール管理業務は、長野県看護大学のプールを大学が使用しない土・日・休日に障害者が利用するために、ボイラー運転操作等の管理を委託するものである。そのため、同一の施設における同一業務を別の者に委託することは難しいとの理由から、プールの管理者である長野県看護大学が委託契約を行う者と随意契約を行っている。</p> <p>当該契約を行う際の予定価格は、契約先からの見積りをもとに決定しており、その際には、長野県看護大学に口頭で契約額を確認しているとのことである。</p> <p>競争性がない随意契約では、予定価格の積算をより厳密に行う必要があることから、先に契約を行う長野県看護大学から予定価格の積算資料を書面で入手することが望ましい。</p>	<p>平成25年度から、看護大学から予定価格の積算資料(書面)を入手した上で、予定価格を算定するよう見直しを行いました。</p> <p>(障害者支援課)</p>
<p>社会福祉法人長野県社会福祉事業団の委託契約事務への本部の関与について 【意見】 (P 249)</p>	<p>社会福祉法人長野県社会福祉事業団では、本部に「請負業者等選定委員会」を設置し、一定額以上の委託業務については当該委員会で予定価格の算定や指名業者等を審査、決定した上で実施しており、一定額未満の軽微な委託業務についても、各施設の担当職員と本部職員が予定価格や契約事務について協議して実施している。</p> <p>また、決算時には、全ての施設の経理事務全般について内部監査を実施し、各施設の契約内容等を把握しているが、予定価格や契約額の比較検証までは行われていない。</p> <p>今後は、本部において各施設の予定価格の積算方法を比較して割高な契約が行われていないか検証することが望ましい。</p> <p>特に、清掃業務等各施設で類似の業務を委託しているものについては、各施設の規模や条件等に違いはあるが、比較検証が必要である。</p>	<p>平成25年度から、各施設における委託業務ごとの予定価格の積算方法及び契約内容等の状況について把握(一覧表を作成)するとともに、比較検証を行うよう見直しを行いました。</p> <p>(障害者支援課)</p>

(注) 個別団体各論において記載がある団体の名称は、平成24年度包括外部監査報告書に記載された当時の名称を使用しています。

監査委員事務局